

約款・規定集

Humanitation—信頼のきずな



MITO

水戸証券株式会社

目 次

● お客さまの個人情報等の利用目的	1
● 勧誘方針	2
● 最良執行方針	3
● 利益相反管理方針の概要	4
● 総合取引約款	5
● 保護預り約款	8
● 振替決済口座管理約款	12
● 一般債振替決済口座管理約款	15
● 短期社債等振替決済口座管理約款	19
● 投資信託受益権振替決済口座管理約款	22
● 株式等振替決済口座管理約款	26
● 外国証券取引口座約款	35
● 日興MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款	41
● MRFの自動買付・換金取扱規定	43
● 累積投資約款	44
● 特定口座に係る上場株式等保管委託約款	46
● 特定口座に係る上場株式等信用取引等約款	49
● 特定管理口座約款	50
● 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款	51
● 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款	52
● 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款	58
● マルチチャネルサービス約款	63

お客様の個人情報等の利用目的

当社は、お客様の個人情報等の利用目的として、次のとおり公表いたします。

1. 事業内容

- ・証券業務（有価証券の売買業務、有価証券の売買の取次ぎ業務、有価証券の引受け業務等）および証券業務に付随する業務
- ・保険募集業務、商品取引業等、法律により金融商品取引業者（有価証券関連業務を行う第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。）が行うことができる業務およびこれらに付随する業務
- ・その他金融商品取引業者が行うことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取り扱いが認められる業務を含む）

2. 利用目的

- ・金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- ・当社および提携会社の金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- ・適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため
- ・お客様ご本人であること、またはご本人の代理人であることを確認するため
- ・お客様に対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため
- ・お客様との取引に関する事務を行うため
- ・お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ・市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ・他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ・その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- ・前各項の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」および「金融商品取引に関する法定書類の作成・届出事務」に限り利用いたします。

以 上

(2017年9月1日 改定)

勸誘方針

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の規定により、当社は次の「勸誘方針」を定めております。

1. 当社は、常にお客さまからの信頼確保を第一義とし、お客さまの知識、経験、財産の状況および投資目的を十分に把握したうえで、その実情やご意向に適合した、お客さま本位の投資勧誘を行うよう努めます。
2. 当社は、お客さまに、より適切な投資判断を行っていただけるよう、多様で魅力ある商品の提供に努めるとともに、当該商品の内容やリスク等について、十分にご理解いただけるまで説明を行います。
3. 当社は、投資勧誘を行うにあたって、法令・諸規則を遵守いたします。
4. 当社は、お客さまが誤解を抱くことのないよう、正確な情報や、合理的な根拠に基づく投資情報の提供に努め、その表現方法等についても、十分な配慮と注意を払います。
5. 当社は、電話や訪問等による勧誘は、お客さまが迷惑となる時間帯には行いません。勧誘に際し、ご迷惑な場合は、その旨を担当者までお申しつけください。
6. 当社は、お客さまの信頼とご期待にお応えするとともに適切な勧誘が行われるよう、役職員に対する十分な教育研修を実施し、常に知識や技能の習得・研鑽に努めます。
7. 当社は、法令・諸規則を遵守した適切な投資勧誘が行なわれるよう、内部管理体制の強化に努めます。
8. お客さまのお取引について、お気づきの点がありましたら、当社お客さま問合せダイヤル（フリーダイヤル0120-813-315）までご連絡ください。

(2024年4月10日 改定)

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客さまにとって最良の取引の条件で執行するための方針および方法を定めたものです。

当社では、お客さまから国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券のご注文を受託した際に、お客さまから取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）およびREIT（不動産投資信託の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」
- (2) フェニックス銘柄である株券および新株予約権付社債券で、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」につきましては当社では取扱いしておりません。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客さまからいただいたご注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取次ぎます。

(1) 上場株券等

当社においては、最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外のお客さまの利益となる事項を主として考慮するため、お客さまからいただいた上場株券等に係るご注文は、原則、国内の金融商品取引所市場に取次ぐこととし、私設取引システム（以下「PTS」という。）への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いには行いません。

- ① お客さまから委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受託した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。
- ② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。
 - (a) 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取次ぎます。ただし、インターネット取引については、東京証券取引所、名古屋証券取引所以外の市場は取扱っておりません。
 - (b) 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、当該銘柄の一定期間における売買高等に基づき、最も流動性が高い市場として当社が選定した金融商品取引所市場に取次ぎます。なお、選定基準は、当社ホームページ(<https://www.mito.co.jp>)に掲載するほか、当社の本支店にお問合わせいただいたお客さまには、内容をお伝えいたします。
 - (c) (a) または (b) により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者または会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者、または会員のうち当該金融商品取引所市場へのご注文の取次ぎについて契約している者を經由して、当該金融商品取引所市場に取次ぎます。
- ③ 期限を指定された注文をお受けしている期間中に、② (b) の金融商品取引所市場が変更された場合には原則として当初の受注時の金融商品取引所市場で執行を継続いたします。ただし、お客さまからのご指示があれば、変更後の金融商品取引所市場に取次ぐこととします。

3. 当該方法を選択する理由

(1) 上場株券等

PTSを含め複数の金融商品取引所市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客さまにとって最良の執行となり得ると考えられます。当社でこのような執行を行うためにはシステム開発等を行う必要がありますが、社内で検討した結果、システム開発等を行うことによりお客さまにお支払いいただく手数料等の値上げが必要と考えております。システム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客さまにとっては、複数の金融商品取引所市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の値上げによる影響が大きいと考えられるため、PTSへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱いをせず、国内の金融商品取引所市場に取次ぐことが最も合理的であると判断しました。

金融商品取引所市場は、多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客さまにとって最も合理的であると判断しました。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客さまにとって最も合理的であると判断しました。

4. その他

- (1) 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。
 - ① お客さまから執行方法に関するご指示（執行する金融商品取引所市場のご希望、執行に係る条件等のご希望等）があった取引は、当該ご指示いただいた方法により執行いたします。
 - ② 投資一任契約等に基づく取引は、当該契約等においてお客さまから委託された範囲内において、当社が選定する方法により執行いたします。
 - ③ 制度信用取引における返済の注文については、お客さまが新規建のご注文を執行した市場において、反対売買を執行いたします。
 - ④ 取引約款等において執行方法を特定している取引は、当該取引約款等で定めた執行方法といたします。
 - ⑤ 単元未満株の取引については、単元未満株を取扱っている金融商品取引業者に取次ぐ方法といたします。
 - ⑥ 特定投資家のお客さまで事前に執行方法についての別途の取決めをしている場合は、お客さまの個別取引に係る固有のニーズを勘案し、お客さまとの事前の取決めの範囲内で最も合理性が高いと当社が判断する方法とします。
 - ⑦ 国内の金融商品取引所市場に上場されている外国証券の取引において国内の金融商品取引所市場への取次ぎをご希望の場合は、上述2. に掲げる方法により取次ぐこととします。なお、売却注文の場合、国内の保管機関に寄託されている証券については、上述2. に掲げる方法により国内の金融商品取引所市場に取次ぐこととし、当社の海外保管機関に寄託している証券については、外国取引として取扱うこととします。
- (2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

利益相反管理方針の概要

水戸証券株式会社（以下「当社」といいます。）は、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の4第1項第3号の規定に従い、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引（以下、「利益相反取引」といいます。）を適切な方法により特定・類型化し、お客さまの保護を適正に確保するために利益相反管理方針を策定いたしました。当社は、法令等に従い、当社の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

1. 利益相反取引の特定・類型化

	当社と当社のお客さま	当社のお客さまと当社の他のお客さま
利害対立型	お客さまと当社の利害が対立する場合	当社のお客さまと当社の他のお客さまの利害が対立する取引
競合取引型	お客さまと当社が同一の対象に対して競合する取引	当社のお客さまと当社の他のお客さまとが競合する取引
情報利用型	当社がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して当社が利益を得る取引	当社がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して当社の他のお客さまが利益を得る取引

2. 利益相反の管理方法

当社は、以下に掲げる方法を適宜選択、又は組み合わせることにより、利益相反を管理いたします。

- ①情報隔壁の設置による部門間の情報の遮断
- ②利益相反取引の条件または方法の変更
- ③利益相反取引の中止
- ④利益相反の状況についてのお客さまへの開示
- ⑤その他取引に応じた適切な方法

3. 利益相反の管理体制

当社は、利益相反管理態勢の整備及びその運用等に関する事項を統括する者として、利益相反管理統括者を設置するとともに、適切な利益相反管理を遂行するため、利益相反管理部署を設置いたします。

利益相反管理部署は、利益相反管理に必要な情報を集約するとともに、利益相反取引を特定し、利益相反管理を的確に実施いたします。

また、利益相反取引に関する教育・研修を実施し、社内において周知徹底するとともに、利益相反管理の有効性を適切に検証し、改善してまいります。

4. 利益相反の管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となる会社の範囲は、当社といたします。

以 上
(2016年2月1日)

総合取引約款

第1章 総合取引

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、有価証券の保護預り取引、累積投資取引、外国証券取引、特定口座取引、および社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済口座取引またはそれらを組合わせた取引等（以下、「総合取引」といいます。）について、お客さまと水戸証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

(総合取引の利用)

第2条 お客さまは、この約款および別に定める各取引の約款・規定（保護預り約款、振替決済口座管理約款、一般債振替決済口座管理約款、短期社債等振替決済口座管理約款、投資信託受益権振替決済口座管理約款、株式等振替決済口座管理約款、外国証券取引口座約款、累積投資約款等）に基づいて次の各号に掲げる取引をご利用いただくことができます。ただし、日興MR F（マネー・リザーブ・ファンド）の取引は、法人のお客さまはご利用できません。

- 1 有価証券の保護預り取引
 - 2 振替決済口座取引
 - 3 外国証券の取引
 - 4 累積投資取引（キャッシングの取扱いを含む）
 - 5 日興MR Fの自動取得および自動換金
 - 6 保護預りに係る有価証券の利息、収益分配金および償還金を累積投資コース（日興MR Fを除きます。）へ入金する取引
 - 7 MI TO積立投信取引
- 2 お客さまは、前項第6号の取引については、次の各号に掲げる取扱い方法によりご利用いただけます。
- 1 公社債券、証券投資信託受益権の利息、収益分配金等を公社債投信コースへ入金する方法
 - 2 外国公社債券、外国投資信託受益証券の利息、収益分配金等を外貨建MMF（マネー・マーケット・ファンド）コースへ入金する方法（外貨建MMFの取扱い外国通貨に限りません。）

(申込方法等)

第3条 お客さまは、当社所定の方法により、あらかじめ、所定の申込書を当社の本・支店に提出することによって、総合取引を申込むものとし、当社が承諾した場合に限り、総合取引を開始することができます。

- 2 お客さまの総合取引の申込みに際しては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の規定に従い、本人確認のために必要な書類の提出を行っていただきます。
- 3 お客さまの総合取引の申込みに際しては、次の掲げる事項についてご確認いただきます。
 - 1 お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと
 - 2 前号に定める反社会的勢力と一切関係を有しておらず、かつ将来にわたっても関係を有しないこと
 - 3 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を越えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い、もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為等を行わないこと
- 4 既に総合取引を開始されているお客さまが、前条第1項第2号の振替決済口座の開設および前条第1項第4号の累積投資取引（日興MR F口座の設定を除きます。）を行う場合は、お客さまのお申出により契約を締結したものとし、申込書の提出は不要とします。

(総合届出印鑑)

第4条 お客さまは、総合取引開始時に印鑑、住所、氏名等の届出をいただきます。ただし、既にその届出がされている場合には、その印影、住所、氏名等が届出となりますので、改めて届出いただく必要はありません。

(既存取引等の継続)

第5条 この約款の制定の際、お客さまが既にご利用されている第2条第1項および第2条第2項のお取引および取扱いについては、継続してこの約款に基づくものとしてご利用いただけます。

第2章 有価証券取引

(法令・諸規則の遵守)

第6条 当社は、お客さまから有価証券の売買等のご注文をお受けする際には、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）、その他関係法令、金融商品取引所、ならびに日本証券業協会等の定める規則等に従い、当該注文をお受けするものとし、

(事前預託等)

第7条 当社は、有価証券の売買等のご注文をお受けする際には、原則として、お客さまから買付注文に係る代金または売付有価証券の全部もしくは一部をお預けいただいた後に当該注文をお受けいたします。

- 2 お客さまが、買付注文に係る代金または売付有価証券をお預けいただけない場合においては、金融商品取引所または当社の定める時限までに、ご注文に係る代金または売付有価証券の全部をお預けいただきます。

(受注できない場合)

第8条 募集または売出しに係る有価証券の買付のご注文をいただいたときは、当該有価証券の目論見書を受領されていることを当社所定の方法により確認させていただきます。なお、目論見書の受領の確認ができなかったときは、ご注文をお受けいたしません。

- 2 前項以外の場合であっても、当社がお客さまのご注文をお受けすることが適当でないと判断したときは、ご注文をお受けしない場合があります。

第3章 報告・連絡

(取引報告書)

第9条 当社は、お客さまからご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第37条の4の規定に基づく「契約締結時交付書面」として、取引報告書を遅滞なくお客さまに交付いたします（郵送または「金融商品取引業等に関する内閣府

令」(以下「内閣府令」といいます。)等の定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です。)。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。

(取引残高報告書等)

- 第10条 当社は、内閣府令第98条の規定に基づき、四半期に1回以上、期間内のお取引内容、お取引後の残高を記載した取引残高報告書をお客さまに交付いたします。ただし、お取引がない場合は、1年に1回以上、取引残高報告書をお客さまに交付いたします。
- 第9条に規定する取引報告書ならびに本条第1項および第2項に規定する取引残高報告書を受領された場合は、すみやかにその内容をご確認ください。
 - 当社は、お届出のあった住所、氏名等に取引報告書および取引残高報告書、その他お客さまへの通知書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
 - 当社が発送した取引報告書および取引残高報告書、その他通知書類が、転居先不明、お届出の住所不一致等の理由により未到着または当社に返戻された場合には、お取引を中止または停止させていただくことがあります。

第4章 解約・変更

(解約)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。

- お客さまから解約のお申出があった場合
- お客さまが手数料を支払わない場合
- お客さまがこの約款に違反した場合
- 保護預り証券の残高がない場合(融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除く)
- お客さまが口座開設申込時に行った反社会的勢力でないことの確約に反する事実が認められ、当社が解約を申出た場合
- お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、または直接、間接を問わず反社会的勢力と関係を有していることが認められ、当社が解約を申出た場合
- お客さまが直接、間接を問わず、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出た場合
- 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客さまに対し一定の猶予期間において解約を申出た場合
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認ができない場合
- 当社がこの約款に基づく業務を営むことができなくなった場合、または当該業務を終了した場合
- やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合

(解約時の取扱い)

第12条 前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券および金銭の返還を行います。

- 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

(届出事項の変更手続き)

- 第13条 住所、氏名、共通番号、印鑑等の変更(印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。)があったときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の「変更届」その他の書面に必要事項を記載し、お届出の印鑑に符合する印影を押なつてご提出ください。この場合、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
- 勤務先(お勤め先)、所属部署、役職、投資方針等に変更があった場合、遅滞なく当社にお申出ください。
 - 印章を喪失されたためお届出印鑑を改印される場合は、「印鑑証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて当社所定の「改印届」その他の書面に必要事項を記載し、「印鑑証明書」の印鑑に符合する印影を押なつてご提出ください。
 - 前3項により「印鑑証明書」のご提出を要する場合にそのご提出ができないときは、当社の認める保証人の「印鑑証明書」をご提出ください。
 - お客さまが日本国内の居住者でなくなる場合には、事前に当社にお届出いただくものとします。
なお、日本国内の居住者でなくなった場合の取引については、当社の定め範囲内といたします。
 - 前各項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了した後でなければ保護預り証券の返還、その他のご請求には応じません。

第5章 雑則

(お預り金について)

第14条 当社は、この約款に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

(免責事項)

第15条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 第13条第3項による届出の前に生じた損害
- 当社所定の書類に押なつされた印影をお届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした有価証券または金銭をご返還した場合
- 当社が、お客さまの指示により金銭をお客さまのご指定する預金口座へ振り込んだ場合
- 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、または印影がお届出の印鑑と相違するためにお預りした有価証券または金銭をご返還しなかった場合
- 天災地変等の不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭もしくは有価証券の授受または寄託の手続きおよび取引の媒介等が遅延し、または不能となった場合
- 電信もしくは郵便の誤謬、遅延、またはコンピューターシステム、回線もしくは機器等の障害等、当社の責に帰すことのできない事由が生じた場合

(保護預り約款等の適用)

第16条 この総合取引約款に定めのない事項については、保護預り約款等、他の約款・規定が適用されるものとします。

(合意管轄)

第17条 お客さまと当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(この約款の変更)

第18条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

附 則

この約款は、2022年4月1日より適用させていただきます。

以 上

保 護 預 り 約 款

(この約款の趣旨)

第1条 この約款は、当社とお客さまとの間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。

(保護預り証券)

第2条 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも市場性のないもの等は都合によりお預りしないことがあります。

- 2 当社は、前項によるほか、お預りした証券が振替決済に係るものであるときは、金融商品取引所および決済会社が定めるところによりお預りします。
- 3 この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。

(保護預り証券の保管方法および保管場所)

第3条 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- 1 保護預り証券については、当社において安全確実に保管します。なお、当社における保護預り証券の保管等は、別途外部に委託することがあります。
- 2 金融商品取引所または決済会社の振替決済に係る保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。
- 3 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券または投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客さまの同銘柄の証券と混合して保管することがあります。
- 4 前号による保管は、大券をもって行うことがあります。

(混合保管等に関する同意事項)

第4条 前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

- 1 お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数または額に応じて共有権または準共有権を取得すること。
- 2 新たに証券をお預りするときまたはお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客さまと協議を要しないこと。

(混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い)

第5条 混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

(共通番号の届出)

第6条 お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(当社への届出事項)

第6条の2 「保護預り口座設定申込書」に押なつされた印影および記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名または名称、生年月日、共通番号等とします。

- 2 お客さまが、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券および投資証券（以下第22条を除き「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。

(保護預り証券の口座処理)

第7条 保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。

- 2 金融商品取引所または決済会社の振替決済に係る証券については、他の口座から振替を受け、または他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取扱います。ただし、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。
- 3 保振制度に係る証券について、お客さまのご依頼により当社の口座から他の参加者の口座へ振替の手続きを行う場合は、当社所定の手数料をいただきます。

(担保に係る処理)

第8条 お客さまが保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

(お客さまへの連絡事項)

第9条 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客さまにお知らせします。

- 1 名義書換または提供を要する場合には、その期日
- 2 混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還額
- 3 最終償還期限
- 4 残高照合のための報告、ただし、取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告
- 2 残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、デリバティブ取引（日本証券業協会自主規制規則「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第9条第1項第2号イまたはロに該当する取引をいいます。）の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかにお客さま問合せダイヤルに直接ご連絡ください。
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において

準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、お客さまからの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

- 4 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - 1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(名義書換等の手続きの代行等)

- 第10条 当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割または株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。
 - 2 前項の場合は、所定の手続料をいただきます。

(償還金等の代理受領)

- 第11条 保護預り証券の償還金(混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。)または利金(分配金を含みます。以下同じ。)の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

(有価証券の受入れ)

- 第12条 当社は、お客さまより有価証券を保護預りとしてお預りしたときは、当社所定の「受領書」を交付します。

(保護預り証券の返還)

- 第13条 保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。

(保護預り証券の返還に準ずる取扱い)

- 第14条 当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取扱います。
 - 1 保護預り証券を売却される場合
 - 2 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
 - 3 当社が第11条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

(預り証の回収)

- 第15条 お客さまは、当社が法律に定める取引残高報告書を交付する方式とした後において、当社から預り証の回収の要請を受けたとき、これに応じるものとします。

(預り証を喪失した場合等の手続き)

- 第16条 「預り証」を喪失または滅失された場合は、直ちにその旨をお申出のうえ、当社所定の「届出書」「念書」その他の書面に所定の事項を記載し、お届けの印鑑に符合する印影を押すことにご提出ください。この場合、「印鑑証明書」等の書類をご提出願うことがあります。
 - 2 「預り証」をき損された場合は、き損した「預り証」をご提出のうえ、前項と同様の手続きをしてください。

(保護預り管理料)

- 第17条 当社は、保護預り口座管理料について所定の料金をいただくことがあります。

(公示催告等の調査等の免除)

- 第18条 当社は、保護預り証券に係る公示催告の申立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査およびご通知はしません。

(緊急措置)

- 第18条の2 法令の定めるところにより保護預り証券の移管を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

- 第19条 有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。平成21年1月5日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。))が施行されております。以下同じ。)に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客さまからお預りしている有価証券であって、あらかじめお客さまから同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客さまとの間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

(特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

- 第20条 社振法の施行に伴い、お客さまがこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債または特例外債(以下「特例社債等」といいます。)に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために社振法等に基づきお客さまに求められている第1号および第2号に掲げる諸手続き等を当社が代って行うことならびに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。
 - 1 社振法附則第14条(同法附則第27条から第31条までまたは第36条において準用する場合を含みます。)において定められた振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請
 - 2 その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(社振法に基づく振替制度へ移行するために、当社から他社に再寄託する場合の当該再寄託の手続き等を含みます。)
 - 3 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと

- 4 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- 5 社振法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この約款によらず、社振法その他の関係法令および機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

(特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

- 第21条 社振法の施行に伴い、お客さまがこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権（既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。
- 1 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等（受益証券の提出など）を投資信託委託会社が代理して行うこと
 - 2 前号の代理権を受けた投資信託委託会社が、当社に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること
 - 3 移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと
 - 4 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
 - 5 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令および機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

(振替法の施行に伴う手続き等に関する同意)

- 第22条 当社は、振替法の施行に伴い、お客さまがこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、「株券等の保管および振替に関する法律」（以下「保振法」といいます。平成21年1月5日から廃止されております。以下同じ。）第2条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第1号から第15号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。
- 1 振替法の施行日（平成21年1月5日。以下「施行日」といいます。）の14日前の日から施行日の前日までの間、原則として株券等をお預りしないことおよびお預りした株券等を返還しないこと
 - 2 施行日以後は、原則としてお預りした株券等を返還しないこと
 - 3 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
 - 4 施行日の1月前の日から施行日の2週間前の日の前日までの間、当社は、当社において保管しているお客さまの株券を機構に預託する場合があること
この場合、当社は、預託した旨をお客さまに通知すること（お預りしている株券にお客さまの質権が設定されている場合もお客さまに通知すること）
 - 5 振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構が定める方式に従い、お客さまの顧客情報（氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項。以下同じ。）を機構に通知すること
 - 6 当社が前号に基づき機構に通知した顧客情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客さまが他の証券会社等に保護預り口座を開設している場合の当該他の証券会社等に通知される場合があること
 - 7 お客さまの氏名または名称および住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、第5号の通知の際、その全部または一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること
 - 8 当社が第5号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた実質株主等の通知等に係る処理に利用すること
 - 9 当社は、お客さまが有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録されていたものに限ります。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客さまから当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イおよびロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うことならびにハからホに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱うこと
イ 機構が定めるところによる振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請
ロ その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等
ハ 当社は、お客さまから移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと
ニ 当社は、施行日前日までに機構に預託された特例新株予約権付社債に係る社債券については、施行日に特例新株予約権付社債の社債券の提出が行われ、お客さまより移行申請がなされたものとみなすこと
ホ 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の7営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日および機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと
 - 10 当社は、施行日において、機構が定めるところによりお客さまおよびお客さまの預託投資証券（施行日前日に機構が保管振替機関（保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいいます。以下同じ。）として取扱うものに限ります。）に係る投資口の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載または記録されていたお客さままたは当該質権者に係る事項等を記載または記録すること
 - 11 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客さまおよびお客さまの預託優先出資証券（施行日前日に機構が保管振替機関として取扱うものに限ります。）に係る優先出資の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載または記録されていたお客さままたは当該質権者に係る事項等を記載または記録すること
 - 12 発行者に対する前2号に掲げる振替決済口座の通知等については、機構が定めるところにより、当社が代わって行うこと
 - 13 施行日前において、保護預り株券（機構で保管しているものを除きます。）を返還する場合があること
 - 14 上記のほか、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを行うこと
 - 15 振替法に基づく振替制度に移行した振替株式等については、この約款によらず、振替法その他の関係法令および機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

(個人情報等の取扱い)

- 第23条 米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があるかと判断する場合、米国

税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
- ② 米国における税務義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入庁法1471条および1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

（この約款の変更）

第24条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

附 則

この約款は、2022年4月1日より適用させていただきます。

以 上

振替決済口座管理約款

(この約款の趣旨)

第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取扱う国債（以下「振替国債」といいます。）に係るお客さまの口座を、当社に開設するに際し、当社とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定められるものです。

(振替決済口座)

第2条 振替国債に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当社が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替国債の記載または記録をする内訳区分と、それ以外の振替国債の記載または記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。
- 3 当社は、お客さまが振替国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客さまから当社所定の「振替決済口座開設申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認のために必要な書類の提出を行っていただきます。

- 2 当社は、お客さまから「振替決済口座開設申込書」による振替決済口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令ならびに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取扱います。

(共通番号の届出)

第3条の2 お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行っていただきます。

(当社への届出事項)

第4条 「振替決済口座開設申込書」に押なつされた印影および記載された住所、氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名、共通番号等とします。

(振替の申請)

第5条 お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている振替国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- 1 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの。
- 2 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの。
- 2 前項に基づき、お客さまが振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
 - 1 減額および増額の記載または記録がされるべき振替国債の銘柄および金額
 - 2 お客さまの振替決済口座において減額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
 - 3 振替先口座
 - 4 振替先口座において、増額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
- 3 前項第1号の金額は、その振替国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。

(他の口座管理機関への振替)

第6条 当社は、お客さまから申出があった場合には、他の口座管理機関の口座へ振替を行うことができます。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替口座依頼書によりお申込みください。

(分離適格振替国債に係る元利分離申請)

第7条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離適格振替国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。

- 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離またはその申請を禁止されたもの。
- 2 前項に基づき、お客さまが元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
 - 1 減額の記載または記録がされるべき分離適格振替国債の銘柄および金額
 - 2 お客さまの振替決済口座において減額および増額の記載または記録がされるべき種別
 - 3 前項第1号の金額は、その分離適格振替国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振替国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

(分離元本振替国債等の元利統合申請)

第8条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離元本振替国債および分離利息振替国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。

- 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合またはその申請を禁止されたもの。
- 2 前項に基づき、お客さまが元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
 - 1 増額の記載または記録がされるべき分離適格振替国債の銘柄および金額

- 2 お客さまの振替決済口座において減額および増額の記載または記録がされるべき種別
- 3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

(みなし抹消申請)

第9条 振替決済口座に記載または記録がされている振込国債が償還（分離利息振込国債にあっては、利子の支払い）された場合には、お客さまから当社に対し、当該振込国債について、振替法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当社がお客さまに代わってお手続きさせていただきます。

(担保の設定)

第10条 お客さまの振込国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

(お客さまへの連絡事項)

第11条 当社は、振込国債について、次の事項をお客さまにお知らせします。

- 1 最終償還期限
- 2 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告
- 2 残高照合のためのご報告は、1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかにお客さま問合せダイヤルに直接ご連絡ください。
- 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客さまからの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - 1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(元利金の代理受領等)

第12条 振替決済口座に記載または記録がされている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の元金および利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当社がお客さまに代って日本銀行からこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。

2 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客さまからの申込みがあれば、お客さまの振替決済口座に記載または記録がされている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の利子の全部または一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客さまに配分することができます。

(届出事項の変更手続き)

第13条 お届出事項（氏名もしくは名称、住所または共通番号）を変更なさるときは、直ちに、当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2 前項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ振込国債の元金または利子の支払いのご請求には応じません。

(口座管理料)

第14条 当社は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振込国債の元金または利子の支払いのご請求には応じないことがあります。

(当社の連帯保証義務)

第15条 日本銀行が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- 1 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金および利子の支払いをする義務
- 2 分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債および当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務
- 3 その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(解約)

第16条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。

- 1 お客さまから解約のお申出があった場合
- 2 第14条による料金の計算期間が満了したとき口座残高がない場合
- 3 お客さまが口座開設申込時に行った反社会的勢力でないことの確約に反する事実が認められ、当社が解約を申出たとき
- 4 お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、または直接、間接を問わず反社会的勢力と関係を有していることが認められ、当社が解約を申出たとき
- 5 お客さまが直接、間接を問わず、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき
- 6 やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合

(解約時の取扱い)

第17条 前条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている振込国債および金銭については、当社の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(免責事項)

第18条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 1 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め、振込国債の元金または利子の支払いをした場合
- 2 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影がお届出の印鑑と相違するため、振込国債の元金または利子の支払いをしなかった場合
- 3 天災地変等の不可抗力により、ご請求に係る振込国債の元金または利子の支払いが遅延した場合

(個人情報等の取扱い)

第19条 米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
- ② 米国における税務義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入庁法1471条および1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

(この約款の変更)

第20条 この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以 上
(2022年4月1日 改定)

一般債振替決済口座管理約款

(この約款の趣旨)

第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う一般債に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である一般債の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の一般債の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 3 当社は、お客さまが一般債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客さまから当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認のために必要な書類の提出を行っていただきます。

- 2 当社は、お客さまから「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客さまには、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。

(共通番号の届出)

第3条の2 お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客さままたは当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当社への届出事項)

第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影および記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

(振替の申請)

第6条 お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている一般債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- 1 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
- 2 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの
- 3 一般債の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの
- 4 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
- 2 お客さまが振替の申請を行うに当たっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出ください。
 - 1 当該振替において減額および増額の記載または記録がされるべき一般債の銘柄および金額
 - 2 お客さまの振替決済口座において減額の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - 3 振替先口座およびその直近上位機関の名称
 - 4 振替先口座において、増額の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - 5 振替を行う日
- 3 前項第1号の金額は、その一般債の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- 5 当社に一般債の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに一般債の振替の申請があったものとして取扱います。

(他の口座管理機関への振替)

第7条 当社は、お客さまからお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申込みください。

(担保の設定)

第8条 お客さまの一般債について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

(抹消申請の委任)

第9条 振替決済口座に記載または記録されている一般債について、償還、繰上償還または定時償還が行われる場合には、当該一般債について、お客さまから当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

(元利金の代理受領等)

- 第10条 振替決済口座に記載または記録されている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）および利金を取扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金および利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうへ、当社がお客さまに代わって支払代理人からこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。
- 2 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客さまからの申込みがあれば、お客さまの振替決済口座に記載または記録がされている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構関与銘柄の利金の全部または一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客さまに配分することができます。

(お客さまへの連絡事項)

第11条 当社は、一般債について、次の事項をお客さまにご通知します。

- 1 最終償還期限
- 2 残高照合のための報告
- 2 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかにお客さま問合せダイヤルに直接ご連絡ください。
- 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客さまからの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - 1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(届出事項の変更手続き)

- 第12条 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
- 2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ一般債の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

(口座管理料)

- 第13条 当社は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- 2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、一般債の償還金または利金の支払いのご請求には応じないことがあります。

(当社の連帯保証義務)

- 第14条 機構が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。
- 1 一般債の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金および利金の支払いをする義務
 - 2 その他、機構において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(同一銘柄について、複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知)

- 第15条 当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、かつ、同一銘柄についてそれらの顧客口に記載または記録がなされる場合、当該銘柄の権利を有するお客さまに次に掲げる事項を通知します。
- 1 当該銘柄
 - 2 当該銘柄についてのお客さまの権利の金額を顧客口に記載または記録をする当社の直近上位機関およびその上位機関（機構を除く。）
 - 3 前号の直近上位機関およびその上位機関（機構を除く。）の顧客口に記載または記録される当該銘柄についてのお客さまの権利の金額

(機構において取扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

- 第16条 当社は、機構において取扱う一般債のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- 2 当社は、当社における一般債の取扱いについて、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

- 第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替ください。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

- 1 お客さまから解約のお申出があった場合
 - 2 お客さまが手数料を支払わないとき
 - 3 お客さまがこの約款に違反したとき
 - 4 第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合
 - 5 お客さまが口座開設申込時に行った反社会的勢力でないことの確約に反する事実が認められ、当社が解約を申出たとき
 - 6 お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、または直接、間接を問わず反社会的勢力と関係を有していることが認められ、当社が解約を申出たとき
 - 7 お客さまが直接、間接を問わず、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき
 - 8 やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき
- 2 前項による一般債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 3 当社は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて売却代金等から充当することができるものとします。

(解約時の取扱い)

第18条 前条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている一般債および金銭については、当社の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第19条 法令の定めるところにより一般債の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第20条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 1 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- 2 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- 3 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害
- 4 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- 5 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、または第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- 6 第19条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(機構非関与銘柄の振替の申請)

第21条 お客さまの口座に記載または記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金および利息を取扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客さまが振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申出ください。

(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第22条 振替法の施行に伴い、お客さまが有する特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債または特例外債（以下「特例社債等」といいます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客さまから当該特例社債等の証券（当該特例社債等が社債等登録法第3条第1項の規定により登録されているものである場合には、登録内容証明書）のご提出を受けた場合には、振替法等に基づきお客さまに求められている第1号および第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うことならびに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

- 1 振替法附則第14条（同法附則第27条から第31条までまたは第36条において準用する場合を含む。）において定められた振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請
- 2 その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等
- 3 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- 4 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- 5 振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、振替法その他の関係法令および振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること

(個人情報等の取扱い)

第23条 米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
- ② 米国における税務義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人またはその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入庁法1471条および1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

(この約款の変更)

第24条 この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(社債的受益権の取扱いに関する各規定の読み替え)

第24条の2 この約款における社債的受益権（機構の社債等に関する業務規程に規定する「特定目的信託の社債的受益権」をいいます。）の取扱いは、下表のとおり読み替えます。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	利子支払期日	配当支払期日
	各社債の金額	各社債的受益権の金額
第10条	償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）	償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。以下同じ。）
第10条	元利息	償還金および配当
第10条、第13条、第14条および第21条	利金	配当

以 上
(2022年4月1日 改定)

短期社債等振替決済口座管理約款

(この約款の趣旨)

第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う短期社債等に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。短期社債等の範囲は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として、当社が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である短期社債等の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の短期社債等の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 3 当社は、お客さまが短期社債等についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客さまから当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認のために必要な書類の提出を行っていただきます。

- 2 当社は、お客さまから「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客さまには、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。

(共通番号の届出)

第3条の2 お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客さままたは当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当社への届出事項)

第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影および記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

(振替の申請)

第6条 お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている短期社債等について、差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたものを除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- 2 お客さまが振替の申請を行うに当たっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出ください。
 - 1 当該振替において減額および増額の記載または記録がされるべき短期社債等の銘柄および金額
 - 2 お客さまの振替決済口座において減額の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - 3 振替先口座およびその直近上位機関の名称
 - 4 振替先口座において、増額の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - 5 振替を行う日
- 3 前項第1号の金額は、その短期社債等の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- 5 当社に短期社債等の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに短期社債等の振替の申請があったものとして取扱います。

(他の口座管理機関への振替)

第7条 当社は、お客さまからお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申込みください。

(担保の設定)

第8条 お客さまの短期社債等について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

(抹消申請の委任)

第9条 振替決済口座に記載または記録されている短期社債等の償還日が到来した場合には、当該短期社債等について、お客さまから当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

(償還金の受入れ等)

第10条 振替決済口座に記載または記録されている短期社債等（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申

請を禁止されたものを除きます。)の償還金(金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。)の支払いがあるときは、当社がお客さまに代わって発行者(支払代理人が選任されている場合には支払代理人)からこれを受領し、お客さまが指定した預金口座(以下「指定口座」といいます。)に入金します。

(お客さまへの連絡事項)

- 第11条 当社は、短期社債等について、残高照合のための報告をご通知します。
- 前項の残高照合のための報告は、短期社債等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかにお客さま問合せダイヤルに直接ご連絡ください。
 - 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまははその他の送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
 - 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客さまからの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(届出事項の変更手続き)

- 第12条 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
- 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ短期社債等の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
 - 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

(口座管理料)

- 第13条 当社は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、短期社債等の償還金のご請求には応じないことがあります。

(当社の連帯保証義務)

- 第14条 機構が、振替法等に基づき、お客さま(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。
- 短期社債等の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた短期社債等の超過分(短期社債等を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の元金の支払いをする義務
 - その他、機構において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(同一銘柄について、複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知)

- 第15条 当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、かつ、同一銘柄についてそれらの顧客口に記載または記録がなされる場合、当該銘柄の権利を有するお客さまに次に掲げる事項を通知します。
- 当該銘柄
 - 当該銘柄についてのお客さまの権利の金額を顧客口に記載または記録をする当社の直近上位機関およびその上位機関(機構を除く。)
 - 前号の直近上位機関およびその上位機関(機構を除く。)の顧客口に記載または記録される当該銘柄についてのお客さまの権利の金額

(機構において取扱う短期社債等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

- 第16条 当社は、機構において取扱う短期社債等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- 当社は、当社における短期社債等の取扱いについて、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

- 第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、短期社債等を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。
- お客さまから解約のお申出があった場合
 - お客さまが手数料を支払わないとき
 - お客さまがこの約款に違反したとき
 - 第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合
 - お客さまが口座開設申込時に行った反社会的勢力でないことの確約に反する事実が認められ、当社が解約を申出たとき
 - お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、または直接、間接を問わず反社会的勢力と関係を有していることが認められ、当社が解約を申出たとき
 - お客さまが直接、間接を問わず、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき

- 8 やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき
- 2 前項による短期社債等の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 3 当社は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて売却代金等から充当することができるものとします。

(解約時の取扱い)

第18条 前条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている短期社債等および金銭については、当社の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第19条 法令の定めるところにより短期社債等の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第20条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 1 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- 2 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて短期社債等の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- 3 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、短期社債等の振替をしなかった場合に生じた損害
- 4 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、短期社債等の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- 5 前号の事由により短期社債等の記録が滅失等した場合、または第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- 6 第19条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(個人情報等の取扱い)

第21条 米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
- ② 米国における税務義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人またはその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入庁法1471条および1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

(この約款の変更)

第22条 この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以 上
(2022年4月1日 改定)

投資信託受益権振替決済口座管理約款

(この約款の趣旨)

第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 3 当社は、お客さまが投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客さまから当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認のために必要な書類の提出を行っていただきます。

- 2 当社は、お客さまから「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客さまには、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。

(共通番号の届出)

第3条の2 お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客さままたは当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当社への届出事項)

第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影および記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

(振替の申請)

第6条 お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- 1 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
- 2 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの
- 3 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- 4 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- 5 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- 6 販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
ホ 償還日
ヘ 償還日翌営業日
- 7 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの
- 2 お客さまが振替の申請を行うに当たっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出ください。
 - 1 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき投資信託受益権の銘柄および口数
 - 2 お客さまの振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - 3 振替先口座およびその直近上位機関の名称
 - 4 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - 5 振替を行う日

- 3 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- 5 当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取扱います。

(他の口座管理機関への振替)

第7条 当社は、お客さまからお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当社は振替の申出を受け付けられないことがあります。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申込みください。

(担保の設定)

第8条 お客さまの投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

(抹消申請の委任)

第9条 振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、お客さまの請求による解約、償還または信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客さまから当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

(償還金、解約金および収益分配金の代理受領等)

- 第10条 振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客さまに代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。
- 2 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客さまからの申込みがあれば、お客さまの振替決済口座に記載または記録がされている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の収益分配金の全部または一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客さまに配分することができます。

(お客さまへの連絡事項)

第11条 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客さまにご通知します。

- 1 償還期限（償還期限がある場合に限り。）
- 2 残高照合のための報告
- 2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかにお客さま問合せダイヤルに直接ご連絡ください。
- 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客さまからの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - 1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(届出事項の変更手続き)

- 第12条 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
- 2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
 - 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

(口座管理料)

- 第13条 当社は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- 2 当社は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。

(当社の連帯保証義務)

第14条 機構が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- 1 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
- 2 その他、機構において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

（複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知）

第15条 当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、または当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客さまが権利を有する投資信託受益権の口数についてそれらの顧客口に記載または記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客さまに次に掲げる事項を通知します。

- 1 銘柄名称
- 2 当該銘柄についてのお客さまの権利の口数を顧客口に記載または記録をする当社の直近上位機関およびその上位機関（機構を除く。）
- 3 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載または記録がなされる場合、前号の直近上位機関およびその上位機関（機構を除く。）の顧客口に記載または記録される当該銘柄についてのお客さまの権利の口数

（機構において取扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

第16条 当社は、機構において取扱う投資信託受益権のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

- 2 当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

（解約等）

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

- 1 お客さまから解約のお申出があった場合
- 2 お客さまが手数料を支払わないとき
- 3 お客さまがこの約款に違反したとき
- 4 第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合
- 5 お客さまが口座開設申込時に行った反社会的勢力でないことの確約に反する事実が認められ、当社が解約を申出たとき
- 6 お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、または直接、間接を問わず反社会的勢力と関係を有していることが認められ、当社が解約を申出たとき
- 7 お客さまが直接、間接を問わず、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき
- 8 やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき
- 2 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直にお支払いください。
- 3 当社は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて解約金等から充当することができるものとします。

（解約時の取扱い）

第18条 前条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権および金銭については、当社の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

（緊急措置）

第19条 法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

（免責事項）

第20条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 1 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- 2 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- 3 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- 4 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- 5 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- 6 第19条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

第21条 振替法の施行に伴い、お客さまが有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客さまから当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請についてお客さまから代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第1号および第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うことならびに第3号および第4号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

- 1 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請

- 2 その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
- 3 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- 4 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令および振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること

（個人情報等の取扱い）

第22条 米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
- ② 米国における税務義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人またはその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入庁法1471条および1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

（この約款の変更）

第23条 この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以 上

（2022年4月1日 改定）

株式等振替決済口座管理約款

(この約款の趣旨)

第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う振替株式等（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「株式等の振替に関する業務規程」に定める「振替株式等」といいます。以下同じ。）に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、振替法に基づき内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替株式等の記載または記録をする内訳区分（以下「質権欄」といいます。）と、それ以外の振替株式等の記載または記録をする内訳区分（以下「保有欄」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 3 当社は、お客さまが振替株式等についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客さまから当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認のために必要な書類の提出を行っていただきます。

- 2 当社は、お客さまから「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の株式等の振替に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客さまには、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。

(共通番号の届出)

第3条の2 お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客さままたは当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当社への届出事項)

第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影および記載された氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

- 2 お客さまが、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、前項の申込書を提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。

(加入者情報の取扱いに関する同意)

第6条 当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等に係る記載または記録がされた場合には、お客さまの加入者情報（氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意)

第6条の2 当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客さまが他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(共通番号情報の取扱いに関する同意)

第7条 当社は、お客さまの共通番号情報（氏名または名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者および受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出)

第8条 当社は、お客さまが、発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

- 2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客さまが新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権については、次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。
 - 1 総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知または総受益者通知（以下第26条において「総株主通知等」といいます。）
 - 2 個別株主通知、個別投資主通知または個別優先出資者通知
 - 3 株主総会資料、投資主総会資料または優先出資者総会資料の書面交付請求（第22条第2項に規定する書面交付請求をいいます。）

(発行者に対する振替決済口座の所在の通知)

第9条 当社は、振替株式の発行者が会社法第198条第1項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客さまが同法第198条第1項に規定する株主または登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客さまの振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(振替制度で指定されていない文字の取扱い)

第10条 お客さまが当社に対して届出を行った氏名もしくは名称または住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(振替の申請)

第11条 お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- 1 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
- 2 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの
- 3 機構の定める振替制限日を振替日とするもの

2 お客さまが振替の申請を行うに当たっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出ください。

- 1 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき振替株式等の銘柄および数量
- 2 お客さまの振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
- 3 前号の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載または記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者または受益者（以下本条において「株主等」といいます。）の氏名または名称および住所ならびに第1号の数量のうち当該株主等ごとの数量
- 4 特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者（以下本条において「特別株主等」といいます。）の氏名または名称および住所ならびに第1号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
- 5 振替先口座
- 6 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
- 7 前号の口座において増加の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量ならびに当該株主等の氏名または名称および住所ならびに株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等
- 8 振替を行う日

3 前号第1号の数量のうち振替上場投資信託受益権の数量にあつては、その振替上場投資信託受益権の1口の整数倍となるよう提示しなければなりません。

4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第5号の提示は必要ありません。また、同項第6号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。

5 当社に振替株式等の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに振替株式等の振替の申請があつたものとして取扱います。

6 第2項の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限り）を行うお客さまは、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権を同項第5号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権の株主、投資主、優先出資者もしくは受益者の氏名または名称および住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

(他の口座管理機関への振替)

第12条 当社は、お客さまからお申出があつた場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申込みください。

(担保の設定)

第13条 お客さまの振替株式等について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

(登録質権者となるべき旨のお申出)

第14条 お客さまが質権者である場合には、お客さまの振替決済口座の質権欄に記載または記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口または振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨のお申出をすることができます。

(担保株式等の取扱い)

第15条 お客さまは、その振替決済口座の保有欄に記載または記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出または特別受益者の申出をすることができます。

2 お客さまは、振替の申請における振替元口座または振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載または記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権および担保受益権または株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権および新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権（以下「担保株式等」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

3 お客さまは、担保株式等の届出の記録における振替元口座または振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載または記録がなくなったときまたは当該記録に係る株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権もしくは新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権についてその買取りの効力が生じたときもしくはその買取請求の撤回の承認後に当該記録における振替先口座に当該振替株式、当該振替投資口、当該振替新株予約権付社債、当該振替新株予約権もしくは当該振替新投資口予約権の数についての記載もしくは記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

(担保設定者となるべき旨のお申出)

- 第16条 お客さまが質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載または記録されている質権の目的である振替株式等（登録質の場合は振替株式、振替投資口または振替優先出資）について、当社に対し、振替株式等の質権設定者（登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者または登録優先出資質権設定者）となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。
- 2 お客さまが特別株主、特別投資主、特別優先出資者または特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載または記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者または特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

(権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約)

- 第16条の2 当社が、お客さまによる権利確定日（権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。以下本条において同じ。）を受渡日とする上場株券等（取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券または受益証券発行信託の受益証券をいいます。以下本条において同じ。）の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者または渡方登録金融機関から当社に対し当該買付けた上場株券等の引渡しが行われないうこと（以下「フェイル」といいます。）を確認した場合について、当該権利確定日に係るお客さまの株主等（株主、優先出資者、受益権者または投資主をいいます。以下本条において同じ。）としての権利を保全するため、お客さまは当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとします。
- 1 当社が、お客さまから当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとする
 - 2 前号のお客さまからの申込みに対し、当社は、お客さまの株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること（需給状況等により、当社はお客さまからの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。）および本件貸借取引（前号のお客さまからの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号において同じ。）に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本特約の定めに従い処理されること
 - 3 本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客さまの貸借料は無償とすること
 - 4 当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借り入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客さまに貸し出すこと
 - 5 お客さまは、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供することおよび当社がお客さまから担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること
 - 6 権利確定日の翌営業日に、当社はお客さまから担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客さまは当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること
 - 7 第4号および第5号に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客さま、当社および日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客さまから担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること
 - 2 次の各号に掲げる事由がお客さままたは当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客さまから担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合または当社がお客さまに貸し出した上場株券等をお客さまが返済できなくなった場合、当社がお客さまから提供を受けた上場株券等に係る返還請求権と当社がお客さまに貸し出した株券等貸借取引の貸出しに係る返済請求権とを相殺するものとします。
 - 1 破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始または特別清算開始の申立てがあったとき
 - 2 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
 - 3 租税公課の滞納により差押えを受けたとき
 - 4 支払を停止したとき
 - 5 本特約上相手方に対して有する上場株券等の返還請求権もしくは返済請求権に対して保全差押えまたは差押えの命令、通知が発送されたとき、または当該返還請求権もしくは返済請求権の譲渡または質権設定の通知が発送されたとき
 - 6 手形交換所または電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - 7 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき
 - 8 書面により、本特約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、または支払能力がないことを認めたとき
 - 3 第1項および第2項に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡または質入れすることはありません。
 - 4 お客さまから担保として提供を受けた上場株券等について、当社および当社が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客さまを権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。
 - 5 お客さまが当社との間で本件特約とは別に「株券等貸借取引に関する基本契約書」を締結している場合でも、第1項から第4項、第6項および第7項の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客さまは、いつでもその旨を当社に申出することができます。
 - 6 第1項に基づき、当社がお客さまに対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量および貸出期間に加えお客さま名および当社名を記載した書面（お客さまから担保として提供された上場株券等について、第1項第5号に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄および株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます。）を交付いたします。（電磁的方法により通知する場合は、第1項に基づき、当社がお客さまに対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量および貸出期間について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供いたします。）
 - 7 前項にかかわらず、お客さまと当社は、お客さまから特段の申出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。

(信託の受託者である場合の取扱い)

- 第17条 お客さまが信託の受託者である場合には、お客さまは、その振替決済口座に記載または記録がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記載または記録をすることを請求することができます。

(振替先口座等の照会)

- 第18条 当社は、お客さまから振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客さまからの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

- 2 お客さまが振替株式等の質入れ、担保差入れまたは株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客さまから同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。
- 3 お客さまが当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れまたは株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客さまから同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

(振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い)

- 第19条 お客さまは、その振替決済口座に記載または記録がされている振替新株予約権付社債について、当社に対し、元利金の支払いの請求を委任するものとします。
- 2 お客さまの振替決済口座に記載または記録がされている振替新株予約権付社債の元利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客さまに代わって支払代理人からこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。
 - 3 当社は、前項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客さまからの申込みがあれば、お客さまの振替決済口座に記載または記録がされている振替新株予約権付社債の利金の全部または一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客さまに配分することができます。

(振替新株予約権付社債等の償還または繰上償還が行われた場合の取扱い)

- 第20条 お客さまの振替決済口座に記載または記録がされている振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権または振替受益権について、償還または繰上償還が行われる場合には、お客さまから当社に対し、当該振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権または振替受益権について、抹消の申請があったものとみなします。

(振替株式等の発行者である場合の取扱い)

- 第21条 お客さまが振替株式、振替投資口または振替優先出資の発行者である場合には、お客さまの振替決済口座に記載または記録がされているお客さまの発行する振替株式、振替投資口または振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）について、当社に対し、一部抹消の申請をすることがあります。
- 第21条の2 お客さまは、その振替決済口座の保有欄に記載または記録がされている株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求または新投資口予約権買取請求の目的で振替を受けた振替株式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知または反対新投資口予約権者の通知をしていただきます。

(個別株主通知等の取扱い)

- 第22条 お客さまは、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条第4項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることがあります。
- 2 お客さまは、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることがあります。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。
 - 3 前2項の場合は、所定の手続料をいただくことがあります。

(単元未満株式の買取請求等)

- 第23条 お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求および発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることがあります。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。
- 2 前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求および発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。
 - 3 お客さまは、第1項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
 - 4 お客さまは、第1項の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求に係る発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行っていただきます。
 - 5 お客さまは、第1項の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
 - 6 第1項の場合は、所定の手続料をいただくことがあります。

(会社の組織再編等に係る手続き)

- 第24条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割または無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。
- 2 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。

(振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き)

- 第24条の2 当社は、振替上場投資信託受益権の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。
- 2 当社は、信託の併合に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。

(振替受益権の併合等に係る手続き)

第24条の3 当社は、振替受益権の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。

- 2 当社は、信託の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。

(振替上場投資信託受益権等の抹消手続き)

第24条の4 振替決済口座に記載または記録されている振替上場投資信託受益権または振替受益権について、お客さまから当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

- 2 振替上場投資信託受益権または振替受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。

(配当金等に関する取扱い)

第25条 お客さまは、金融機関預金口座または株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により配当金または分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金または分配金を受領する預金口座等の指定（以下「配当金等振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。

- 2 お客さまは、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金等受領口座」といいます。）への振込みにより、お客さまが保有する全ての銘柄の配当金または分配金を受領する方法（以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。）またはお客さまが発行者から支払われる配当金または分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客さまのために開設する振替決済口座に記載または記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限り。）に応じて当社に対して配当金または分配金の支払いを行うことにより、お客さまが配当金または分配金を受領する方式（以下「株式数等比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。

- 3 お客さまが前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

- 1 お客さまの振替決済口座に記載または記録がされた振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当社または当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。

- 2 お客さまが振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載または記録された振替株式等の数量に係る配当金または分配金の受領を当該他の口座管理機関または当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。

- 3 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関および当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。

- 4 お客さまに代理して配当金または分配金を受領する口座管理機関の商号または名称、当該口座管理機関が配当金または分配金を受領するために指定する金融機関預金口座および当該金融機関預金口座ごとの配当金または分配金の受領割合等については、発行者による配当金または分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。

- 5 発行者が、お客さまの受領すべき配当金または分配金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金または分配金の支払債務が消滅すること。

- 6 お客さまが次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。

イ 機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金または分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者

ロ 機構加入者

ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者または会社法第225条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者

- 4 登録配当金等受領口座方式または株式数等比例配分方式を現に利用しているお客さまは、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

(振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等)

第25条の2 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約および機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国または地域（以下「国等」といいます。）の諸法令、慣行および信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。

なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約款により管理することがあります。

- 2 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約および機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行および信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。

(振替受益権の信託財産の配当等の処理)

第25条の3 振替受益権の信託財産に係る配当金または収益分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利または株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。

(振替受益権の信託財産に係る議決権の行使)

第25条の4 振替受益権の信託財産に係る株主総会（受益者集会を含む。以下同じ。）における議決権は、お客さまの指示により、当該振替受益権に受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

(振替受益権に係る議決権の行使等)

第25条の5 振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使または異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客さまが行うものとします。

(振替受益権の信託財産に係る株主総会の書類等の送付等)

第25条の6 振替受益権の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利または利益に関す

る諸通知および振替受益権に係る信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。

(振替受益権の証明書の請求等)

第25条の7 お客さまは当社に対し、振替法第127条の27第3項の書面の交付を請求することができます。

- 2 お客さまは、振替法第127条の27第3項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請または抹消の申請をすることはできません。

(総株主通知等に係る処理)

第26条 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権および振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権および振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。）の氏名または名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を報告します。

- 2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者（振替上場投資信託受益権にあっては発行者および受託者。次項において同じ。）に対し、通知株主等の氏名または名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客さまについて、当社または他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客さまと同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。
- 3 機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等に係る事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。
- 4 当社は、振替上場投資信託受益権または振替受益権について、機構が定めるところにより、お客さまの氏名または名称およびその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投資信託受益権の発行者および受託者または振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客さまにご同意いただいたものとして取扱います。

(お客さまへの連絡事項)

第27条 当社は、振替株式等について、次の事項をお客さまにご通知します。

- 1 最終償還期限（償還期限がある場合に限り。）
- 2 残高照合のための報告
- 2 前項の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかにお客さま問合せダイヤルに直接ご連絡ください。
- 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いますはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客さまからの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - 1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(振替新株予約権の行使請求等)

第28条 お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日、元利払期日および当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

- 2 お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求および当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日および当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- 3 お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求および当該新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄に係る投資主確定日および当社が必要と認めるときは当該新投資口予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- 4 前3項の発行者に対する新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求および当該新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。
- 5 お客さまは、第1項、第2項または第3項に基づき、振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求をする振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。
- 6 お客さまは、前項に基づき、振替新株予約権または振替新投資口予約権について新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使または新投資口予約権

行使に係る払込金の振込みを委託していただくものとします。

- 7 お客さまの振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権について、新株予約権行使期間または新投資口予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権または振替新投資口予約権の抹消を行います。
- 8 お客さまは、当社に対し、第1項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。
- 9 前8項の場合は、所定の手続料をいただくことがあります。

(振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)

- 第29条 振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債、新株予約権証券または新投資口予約権証券を発行するときは、お客さまは、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債、新株予約権証券または新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債、新株予約権証券または新投資口予約権証券は、当社がお客さまに代わって受領し、これをお客さまに交付します。
- 2 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客さまの氏名または名称および住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求)

- 第30条 お客さま(振替新株予約権付社債権者である場合に限り)は、当社に対し、振替口座簿のお客さまの口座に記載または記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第194条第3項各号に掲げる事項を証明した書面(振替法第222条第3項に規定する書面をいいます。)の交付を請求することができます。
- 2 お客さまは、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請または抹消の申請をすることはできません。また、お客さまは、反対新株予約権付社債権者が振替法第222条第5項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることはできません。
 - 3 第1項の場合は、所定の手続料をいただくことがあります。

(振替口座簿記載事項の証明書の交付または情報提供の請求)

- 第31条 お客さまは、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客さまの口座に記載または記録されている事項を証明した書面(振替法第277条に規定する書面をいいます。)の交付または当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。
- 2 当社は、当社が備える振替口座簿のお客さまの口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客さまの口座に記載または記録されている事項を証明した書類の交付または当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接または機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付または当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。
 - 3 第1項の場合は、所定の料金をいただくことがあります。

(届出事項の変更手続き)

- 第32条 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
- 2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替株式等の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
 - 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

(機構からの通知に伴う振替口座簿の記載または記録内容の変更に関する同意)

- 第33条 機構から当社に対し、お客さまの氏名もしくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨またはお客さまが法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨もしくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載または記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(口座管理料)

- 第34条 当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時および振替決済口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- 2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振替株式等の売却代金等の支払いのご請求には応じないことがあります。

(当社の連帯保証義務)

- 第35条 機構が、振替法等に基づき、お客さま(振替法第11条第2項に定める加入者に限り)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。
- 1 振替株式等の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分(振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。)のうち、振替新株予約権付社債の償還金および利金、振替上場投資信託受益権の収益の分配金等ならびに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務
 - 2 その他、機構において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知)

- 第36条 当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、または当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客さまが権利を有する振替株式等についてそれらの顧客口に記載または記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客さまに次に掲げる事項を通知します。

- 1 銘柄名称
- 2 当該銘柄についてのお客さまの権利の数量を顧客口に記載または記録をする当社の直近上位機関およびその上位機関（機構を除きます。）
- 3 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載または記録がなされる場合、前号の直近上位機関およびその上位機関（機構を除きます。）の顧客口に記載または記録される当該銘柄についてのお客さまの権利の数量

(機構において取扱う振替株式等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第37条 当社は、機構において取扱う振替株式等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

- 2 当社は、当社における振替株式等の取扱いについて、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

第38条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

- 1 お客さまから解約のお申出があった場合
 - 2 お客さまが手数料を支払わないとき
 - 3 お客さまがこの約款に違反したとき
 - 4 第34条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合
 - 5 お客さまが口座開設申込時に行った反社会的勢力でないことの確約に反する事実が認められ、当社が解約を申出たとき
 - 6 お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、または直接、間接を問わず反社会的勢力と関係を有していることが認められ、当社が解約を申出たとき
 - 7 お客さまが直接、間接を問わず、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき
 - 8 やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき
- 2 次の各号のいずれかに該当するお客さまが契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客さまの振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客さまの振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。
- 1 お客さまの振替決済口座に振替株式等についての記載または記録がされている場合
 - 2 お客さまが融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者もしくは受益者として記載もしくは記録されているとき、お客さまが他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出もしくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者であるときまたはお客さまが他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知もしくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者もしくは反対新投資口予約権者であるとき
 - 3 お客さまの振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整新投資口予約権数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数または調整受益権数に係る振替株式等についてお客さまの振替決済口座に増加の記載または記録がされる場合
 - 3 前2項による振替株式等の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
 - 4 当社は、前項の不足額を引取りの日に第34条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第34条第2項に準じて売却代金等の預り金から充当することができるものとします。

(解約時の取扱い)

第39条 前条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている振替株式等および金銭については、当社の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第40条 法令の定めるところにより振替株式等の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第41条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 1 第32条第1項による届出の前に生じた損害
- 2 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替株式等の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- 3 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害
- 4 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替株式等の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- 5 前号の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、または第19条および第25条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- 6 第40条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(振替法の施行に向けた手続き等に関する同意)

第42条 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客さまが当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管および振替に関する法律（以下「保振法」といいます。）第2条に規定する株券等（保振法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱いします。

- 1 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること。

- 2 当社は、お客さまが有する特例新株予約権付社債（施行日において、振替法に規定する顧客口座簿に記載または記録されていたものを除きます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客さまから当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イおよびロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うことならびにハからヘに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱うこと。
 - イ 機構が定めるところによる振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請
 - ロ その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等
 - ハ 当社は、お客さまから移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと。
 - ニ 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日および機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと。
 - ホ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。
 - ヘ 振替法に基づく振替制度に移行した特例新株予約権付社債については、振替法その他の関係法令および振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。
- 3 機構が名義書換の請求を行った機構名義の振替株式、振替投資口および協同組織金融機関の振替優先出資であって、機構の特別口座に記載または記録された振替株式、振替投資口および協同組織金融機関の振替優先出資について、発行者に対し、特別口座開設について機構との共同請求を行おうとするときには、お客さまが当社から当該振替株式に係る株券、振替投資口に係る投資証券および協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資証券の交付を受けた場合には、当社を経由して、機構に対し、当該請求に係る協力を依頼すること。
- 4 当社は、施行日後1年を経過した後に、当社の定める方法によりお預りした株券等について廃棄等の処分を行うこと。
- 5 上記のほか、当社は、振替法の施行に伴い必要となる手続きを行うこと。

（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

- 第42条の2 お客さまが有する特例上場投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客さまから当該特例上場投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第1号および第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うことならびに第3号から第6号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。
- 1 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請
 - 2 その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
 - 3 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。
 - 4 振替法に基づく振替制度に移行した特例上場投資信託受益権については、振替法その他の関係法令および機構の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。
 - 5 機構が必要と認める日においては、第1号に掲げる申請を受け付けないこと。
 - 6 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること。

（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

- 第42条の3 「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第61条の規定による振替法の一部改正の施行に伴い、お客さまが有する特例受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客さまから当該特例受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第1号および第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うことならびに第3号から第6号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。
- 1 振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請
 - 2 その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
 - 3 移行前の一定時期、証券の引出しを行うことができないこと。
 - 4 振替法に基づく振替制度に移行した特例受益権については、振替法その他の関係法令および機構の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。
 - 5 機構が必要と認める日においては、第1号に掲げる申請を受け付けないこと。
 - 6 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること。

（この約款の変更）

- 第43条 この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

（個人情報等の取扱い）

- 第44条 お客さまの個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部または全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者および受託者ならびに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客さまの個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。
- 2 米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。
- なお、米国における個人情報に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。
- ① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
 - ② 米国における税務義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人またはその他の組織
 - ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入庁法1471条および1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

以上
（2022年9月1日 改定）

外国証券取引口座約款

第 1 章 総 則

(約款の趣旨)

- 第 1 条 この約款は、お客さまと当社との間で行う外国証券（日本証券業協会または金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 2 お客さまは、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含みます。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」といいます。）および外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）ならびに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載または記録される数量の管理を含みます。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。なお、上記の国内委託取引、外国取引および国内店頭取引については、信用取引に係る売買および信用取引により貸付けを受けた買付代金または売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。

(外国証券取引口座による処理)

- 第 2 条 お客さまが当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」といいます。）により処理します。

(遵守すべき事項)

- 第 3 条 お客さまは、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令ならびに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」といいます。）、日本証券業協会および決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいいます。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券に係る預託機関をいいます。以下同じ。）が所在する国または地域（以下「国等」といいます。）の諸法令および慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

第 2 章 外国証券の国内委託取引

(外国証券の混合寄託等)

- 第 4 条 お客さまが当社に寄託する外国証券（外国株式等および外国新株予約権を除きます。以下「寄託証券」といいます。）は、混合寄託契約により寄託するものとします。当社が備えるお客さまの口座に当該お客さまが有する数量が記録または記載される外国株式等および外国新株予約権（以下「振替証券」といいます。）については、当社は諸法令ならびに決済会社の定める諸規則、決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。
- 2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載または記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載または記録するものとします。
- 3 前項により混合寄託される寄託証券または決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」といいます。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等または決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」といいます。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令および慣行ならびに現地保管機関の諸規則等に従って保管または管理します。
- 4 お客さまは、第 1 項の寄託または記録もしくは記載については、お客さまが現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

(寄託証券に係る共有権等)

- 第 4 条の 2 当社に外国証券を寄託したお客さまは、当該外国証券および他のお客さまが当社に寄託した同一銘柄の外国証券ならびに当社が決済会社に寄託し決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載または記録されたお客さまは、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載または記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該お客さまに与えられることとなる権利を取得します。
- 2 寄託証券に係るお客さまの共有権は、当社がお客さまの口座に振替数量を記帳した時に移転します。振替証券に係るお客さまの権利は、当社がお客さまの口座に振替数量を記載または記録した時に移転します。

(寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却または交付)

- 第 5 条 お客さまが寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合または寄託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社または当社の指定する保管機関（以下、「当社の保管機関」といいます。）に保管替えし、または当社の指定する口座に振り替えた後に、売却またはお客さまに交付します。
- 2 お客さまは、前項の交付については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

(上場廃止の場合の措置)

- 第 6 条 寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社または当社の指定する保管機関に保管替えし、または当社の指定する口座に振り替えます。
- 2 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までにお客さまから返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、お客さまの同意があったものとして取扱います。

(配当等の処理)

- 第 7 条 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配および外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含みます。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的または形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則もしくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則または外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的または形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含みます。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。
- (1) 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては分配金支払取扱銀行。以下同じ。）を通じお客さまあてに支払います。
- (2) 株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含みます。以下同じ。）が課せられる

場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含みます。以下同じ。)の場合は、次のaまたはbに定める区分に従い、当該aまたはbに定めるところにより、取扱います。

a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

決済会社が、寄託証券等について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、お客さまが源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株(外国投資信託受益証券等、外国投資証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては1口(投資法人債券に類する外国投資証券等にあっては1証券)、カバードワラントにあっては1カバードワラント、外国株預託証券にあっては1証券。以下同じ。)未満の株券および決済会社が振込みを指定しないときまたは決済会社が振込みを指定しお客さまが国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関(外国投資信託受益証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあっては投資口事務取扱機関または投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあってはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。)を通じお客さまあてに支払います。ただし、お客さまが寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券または株券の売却代金は受領できないものとします。

b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

お客さまは源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じお客さまあてに支払うものとします。

- (3) 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じお客さまあてに支払うものとします。
- (4) 第2号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いには円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社または当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。
- 2 お客さまは、前項第1号に定める配当金、同項第2号aおよびbに定める売却代金ならびに同項第3号に定める金銭(以下「配当金等」といいます。)の支払方法については、当社所定の書類により当社に指示するものとします。
- 3 配当金等の支払いは、すべて円貨により行います(円位未満の端数が生じたときは切り捨てます。)
- 4 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行(第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項について同じ。)が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場(当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場)によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により、外貨の国内への送金が不可能もしくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。
- 5 第1項各号に規定する配当等の支払手続きにおいて、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、お客さまの負担とし、配当金から控除するなどの方法によりお客さまから徴収します。
- 6 配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関および決済会社または当社が行います。
- 7 決済会社は、第1項および第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保することまたは外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。

(新株予約権等その他の権利の処理)

第8条 寄託証券等に係る新株予約権等(新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 新株予約権等が付与される場合は、次のaまたはbに定める区分に従い、当該aまたはbに定めるところにより、取扱います。
 - a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合
お客さまが所定の時限までに新株式(新たに割り当てられる外国株券等をいいます。以下同じ。)の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客さまに代わって当該新株予約権等行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、お客さまが所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときまたは決済会社が当該新株予約権等行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等によりまたは市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部または一部を売却できないときは、当該全部または一部の新株予約権等はその効力を失います。
 - b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。この場合において、お客さまが所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客さまに代わって当該新株予約権等行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、お客さまが所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。
- (2) 株式分割、無償交付、減資または合併による株式併合等(源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含みます。)により割り当てられる新株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。
- (3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定しお客さまが源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券および決済会社が振込みを指定しないときまたは決済会社が振込みを指定しお客さまが国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客に支払うものとします。ただし、お客さまが寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券または株券の売却代金は受領できないものとします。
- (4) 前3号以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによります。
- (5) 第1号a、第2号および第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号aならびに同条第2項から第5項までおよび第7項の規定に準じて処理します。
- (6) 第1号の払込代金および第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円

貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社または当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

(払込代金等の未払い時の措置)

第9条 お客さまが、新株引受権等の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うためまたは株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金または源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、お客さまの当該債務を履行するために、お客さまの計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとします。

(議決権の行使)

第10条 寄託証券等（外国株預託証券を除きます。以下この条において同じ。）に係る株主総会（外国投資信託受益証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会ならびに外国投資証券等に係る投資主総会および投資法人債権者集会を含みます。以下同じ。）における議決権は、お客さまの指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。

- 前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとします。
- 第1項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、お客さまが株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、お客さまが行使するものとします。
- 第1項および前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合またはお客さまが当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

(外国株預託証券に係る議決権の行使)

第10条の2 外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、お客さまの指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しません。

- 前条第2項の規定は、前項の指示について準用するものとします。
- 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、お客さまが株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、お客さまが行使するものとします。
- 第1項および前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合またはお客さまが当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

(株主総会の書類等の送付等)

第11条 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除きます。）または外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主または投資法人債権者、外国株預託証券にあつては所有者）の権利または利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関がお客さまの届出住所あてに送付します。

- 前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告または株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとします。

第3章 外国証券の外国取引および国内店頭取引ならびに募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い

(売買注文の執行地および執行方法の指示)

第12条 お客さまの当社に対する売買の種類、売買注文の執行地および執行方法については、当社の応じ得る範囲内でお客さまがあらかじめ指示するところにより行います。

(注文の執行および処理)

第13条 お客さまの当社に対する売買注文ならびに募集および売出しまたは私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。

- 外国取引ならびに募集および売出しまたは私募に係る外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。
- 国内店頭取引については、お客さまが希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。
- 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。
- 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客さまあてに契約締結時交付書面等を送付します。

(受渡日等)

第14条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。
- 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客さまとの間で別途取決める場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。

(外国証券の保管、権利および名義)

第15条 当社がお客さまから保管の委託を受けた外国証券の保管、権利および名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

- 当社は、お客さまから保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。
- 前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。

- (3) お客さまが有する外国証券(みなし外国証券を除きます。)が当社の保管機関に保管された場合には、お客さまは、適用される準拠法および慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載または記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。
- (4) 前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券(みなし外国証券を除きます。)が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管機関における当社の口座に記載または記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。
- (5) 第3号の場合において、お客さまは、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券または証書について、権利を取得するものとします。
- (6) お客さまが有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載または記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われたものとします。
- (7) お客さまが権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当社の保管機関または当該保管機関の指定する者とします。
- (8) お客さまが権利を有する外国証券につき、売却、保管替えまたは返還を必要とするときは所定の手続きを経て処理します。ただし、お客さまは、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。
- (9) お客さまは、前号の保管替えおよび返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。
- (10) お客さまが権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る残高を抹消するとともに、お客さまが特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取扱います。

(選別基準に適合しなくなった場合の処理)

第16条 外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、お客さまの希望により、当社はお客さまが購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、またはその解約の取次ぎに応じます。

(外国証券に関する権利の処理)

第17条 当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実ならびに償還金は、当社が代わって受領し、お客さまあてに支払います。この場合、支払手続きにおいて、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客さまの負担とし当該果実または償還金から控除するなどの方法によりお客さまから徴収します。
- (2) 外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。
- (3) 株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併または株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、お客さまが特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (4) 前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、お客さまが特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (5) 外国証券に関し、前4号以外の権利が付与される場合は、お客さまが特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (6) 株主総会、債権者集会、受益権者集会または所有者集会等における議決権の行使または異議申立てについては、お客さまの指示に従います。ただし、お客さまが指示をしない場合には、当社は議決権の行使または異議の申立てを行いません。
- (7) 第1号に定める果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の手続きについては、当社が代わってこれを行うことがあります。

(諸 通 知)

第18条 当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、お客さまに次の通知を行います。

- (1) 募集株式の発行、株式分割または併合等株主または受益者および所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
- (2) 配当金、利子、収益分配金および償還金などの通知
- (3) 合併その他重要な株主総会議案に関する通知

2 前項の通知のほか、当社または外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、お客さまの希望した場合を除いて当社は送付しません。

(発行者からの諸通知等)

第19条 発行者から交付される通知書および資料等は、当社においてその到達した日から3年間(海外CDおよび海外CPについては1年間)保管し、閲覧に供します。ただし、お客さまが送付を希望した場合は、お客さまに送付します。

2 前項ただし書により、お客さまあての通知書および資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度お客さまが当社に支払うものとします。

(諸 料 金 等)

第20条 取引の執行に関する料金および支払期日等は次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国証券の外国取引については、我が国以外の金融商品市場における売買手数料および公租公課その他の賦課金ならびに所定の取次手数料を第14条第2号に定める受渡期日までにお客さまが当社に支払うものとします。
- (2) 外国投資信託証券の募集および売出しまたは私募に係る取得の申込みについては、ファンド所定の手数料および注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までにお客さまが当社に支払うものとします。
- 2 お客さまの指示による特別な扱いについては、当社の要した実費をその都度お客さまが当社に支払うものとします。

(外貨の受払い等)

第21条 外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則として、お客さまが自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名

義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

(金銭の授受)

- 第22条 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社とお客さまとの間における金銭の授受は、円貨または外貨（当社が応じ得る範囲内でお客さまが指定する外貨に限ります。）によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決めまたは指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。
- 2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第17条第1号から第4号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

第4章 雑 則

(取引残高報告書の交付)

- 第23条 お客さまは、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、お客さまが請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、お客さまは、当社がお客さまに対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。
- 3 当社は、当社がお客さまに対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取引残高報告書を交付することがあります。

(共通番号の届出)

- 第24条 お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出するものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。

(届出事項)

- 第24条の2 お客さまは、住所（または所在地）、氏名（または名称）、印鑑および共通番号等を当社所定の書類により当社に届出するものとします。

(預り証の回収)

- 第25条 第23条の規定に基づき、当社が発行する取引残高報告書の交付を受けるお客さまは、当社から預り証の回収の要請を受けたときは、これに応じるものとします。

(預り証紛失等の届出)

- 第25条の2 お客さまは、預り証を喪失または滅失したときは、直ちにその旨を当社に届出するものとします。この場合における預り証の再交付については、当社所定の手続きにより当社に申請するものとします。
- 2 前項後段の規定にかかわらず、当社が取引残高報告書を交付した後においては、当社は預り証の再交付を行わないものとします。

(届出事項の変更届出)

- 第26条 お客さまは、当社に届出た住所（または所在地）、氏名（または名称）、共通番号等に変更のあったとき、または届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続きにより当社に届出するものとします。

(届出がない場合等の免責)

- 第27条 前条の規定による届出がないか、または届出が遅延したことにより、お客さまに損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

(通知の効力)

- 第28条 お客さまあて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客さまの責に帰すべき事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。

(口座管理料)

- 第29条 お客さまは、この約款に定める諸手続きの費用として、当社の定めるところにより、口座管理料を当社に支払うものとします。

(契約の解除)

- 第30条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。
- (1) お客さまが当社に対し解約の申出をしたとき
 - (2) お客さまがこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき
 - (3) お客さまが口座開設申込時に行った反社会的勢力でないことの確約に反する事実が認められ、当社が解約を申出たとき
 - (4) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、または直接、間接を問わず反社会的勢力と関係を有していることが認められ、当社が解約を申出たとき
 - (5) お客さまが直接、間接を問わず、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき
 - (6) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、または、やむを得ない事由により当社がお客さまに対し解約の申出をしたとき
- 2 前項に基づく契約の解除に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券および金銭の返還を行うものとします。なお、保管する外国証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客さまの指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。

（免責事項）

第31条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受または保管の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害
- (2) 電信または郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- (3) 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

（準拠法および合意管轄）

第32条 外国証券の取引に関するお客さまと当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、お客さまが特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。

- 2 お客さまと当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

（約款の変更）

第33条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

（個人データ等の第三者提供に関する同意）

第34条 お客さまは、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該お客さまの個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に限り）が提供されることがあることに同意するものとします。

- (1) 外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の手続きを行う場合
当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関またはこれらの者から当該手続きに係る委任を受けた者
- (2) 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の手続きを行う場合
当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者もしくは保管機関またはこれらの者から当該手続きに係る委任を受けた者
- (3) 外国証券または預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内または我が国以外の法令または金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」といいます。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供または広報活動等を行ううえで必要となる統計データの作成を行う場合
当該外国証券の発行者もしくは保管機関または当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者もしくは保管機関
- (4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含みます。以下この号において同じ。）が、マネー・ロンダリング、証券取引に係る犯則事件または当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所または裁判官の行う刑事手続きに使用されないことおよび他の目的に利用されないことが明確な場合
当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者または保管機関

- 2 お客さまは、米国政府および日本政府からの要請により、当社がお客さまについて、外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合および該当する可能性があるかと判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。

また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- (1) 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
- (2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人またはその他の組織
- (3) FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入庁法1471条および1472条の運用上、適用外受益者として扱われる者を除く。）

- 3 当社がお客さまの個人データを外国にある第三者に提供する場合には、個人情報保護法の規定により、同意取得の際に当該国名や当該国の個人情報の保護に関する制度等をあらかじめ公表することとされておりますが、将来にわたりお客さまにお取引いただく金融商品は未定であり、また、どの外国当局・保管機関等から、お客さまの個人データの提供要請を受けるかをあらかじめ把握することはできないため、事前に当該国名や当該国の個人情報の保護に関する制度等をお知らせすることはできません。

外国証券または預託証券の取引をする際には、発行者または取引所の所在国等の法令等を遵守するため、またはお客さまの配当金、利子および収益分配金等の果実を円滑に受領いただくために、当該国等の求めもしくは所定の手続きに応じて、個人データの第三者提供を行わなければならない場合があります。このような場面において、法令等により定められた期限、手続きに応じた対応ができない場合には、最終的に、お客さまに不利益が生じるおそれがあります。よって、お客さまに円滑に外国証券または預託証券の取引を行っていただくため、本約款に規定された場面に限り、あらかじめ個人データの提供に関する同意を取得させていただきます。

また、事後的に提供先の第三者を特定できた場合には、お客さまは当該外国の名称、当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。

なお、提供先となる外国の候補は、当社ウェブサイト（<https://www.mito.co.jp/policy/pdf/daisansya.pdf>）に掲載のとおりです。

附 則

この約款は、2022年4月1日より適用させていただきます。

以 上

日興MR F (マネー・リザーブ・ファンド) 累積投資約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客さまと水戸証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間の、日興アセットマネジメント株式会社の発行する日興MR F (マネー・リザーブ・ファンド) 受益権(以下「日興MR F」といいます。)の累積投資に関する取決めです。当社は、この約款に従って日興MR Fの累積投資契約(以下「契約」といいます。)をお客さまと締結いたします。

(申込方法)

第2条 契約のお申込みは、お客さまが所定の申込書に必要事項を記載のうえ署名捺印し、これを当社の本店および支店(以下「扱店」といいます。)に提出することによって行うものとします。

2 契約が締結されたとき、当社は直ちにお客さまの日興MR F 累積投資口座を開設いたします。また、前項の申込書に押捺する印鑑は届出印鑑と同一の印鑑といたします。

(取得の申込みおよび金銭の払込み)

第3条 お客さまは、日興MR Fの取得にあてるため、1回の払込みにつき1円以上の金銭(以下「払込金」といいます。)を当社に払込み、取得の申込みを行うことができます。

2 お客さまが有価証券、その他当社において取扱う証券、証書、権利または商品の果実、償還金、売却代金、解約代金または懸賞金のうち、当社において支払われるものについて、特にお客さまからのお申出がない限り、その支払いがあったときに取得の申込みがあったものとします。

3 お客さまが、有価証券等の買付代金等の支払いのために入金を行った場合、入金日から当該買付代金の受渡日が2営業日以上ある時は、特にお客さまからのお申出がない限り、当該入金をもって、取得の申込みがあったものとします。

(取得時期・価額および方法)

第4条 当社は、お客さまから取得の申込みがあった日の正午以前に払込金の受入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌営業日に、日興MR Fをお客さまに代って取得します。ただし、払込金を申込日の正午以前に受入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとします。なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、扱店内で確認されたものに限り、

2 前項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。

3 申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、第1項および第2項の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得に係る基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、日興MR Fをお客さまに代って取得します。

4 取得された日興MR Fの所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、当該取得日からお客さまに帰属するものといたします。

(受益権の管理)

第5条 当社は、この契約により取得した日興MR Fについては、振替口座簿への記載または記録により管理します。

(果実の再投資)

第6条 前条の保管に係る日興MR Fの果実は、前月の最終営業日(その翌日以降に取得した場合は当該取得日)から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日にお客さまに代って当社が受領のうえ、当該お客さまの口座に繰り入れ、その金額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、日興MR Fをお客さまに代って取得いたします。

2 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前項の規定にかかわらず、当月最終営業日以降、最初に、取得に係る基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、日興MR Fをお客さまに代って取得いたします。

(返還)

第7条 当社は、お客さまから日興MR Fの返還の請求を正午以前に受け申込日の受取りをお申出されたときは当日を、正午を過ぎて受けたときまたは正午以前に受け翌営業日の受取りをお申出されたときは翌営業日をお支払日(以下「受渡日」といいます。)として換金し、その金銭の引き渡しをもって返還に代えるものといたします。

2 前項の換金価額は、受渡日の前日の基準価額といたします。

3 第1項の換金に係る日興MR Fについての、取得日(前月以前の取得分については前月の最終営業日)から受渡日の前日までの決算分の果実は、この契約を解除される場合を除き、換金代金とともに支払いたしません。

4 返還の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、その代金をお客さまに返還いたします。

(キャッシング(即日引出))

第8条 お客さまは、前条の返還請求に基づき当社が引き渡すべき金銭相当額について、正午を過ぎて返還の請求を行い、かつ返還の請求を行う日の当日に受取りを希望する場合は、次の方法(以下「キャッシング」といいます。)によります。

1 キャッシングの申込みがあった場合、当社は、日興MR Fの残高に基づき計算した返還可能金額、または500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として日興MR Fを担保に、金銭を貸出すことができます。ただし、お客さまの取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。

なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。

返還可能金額=返還請求日のお客さまの所有口数×返還請求日の前日の基準価額

2 前号のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、前号のキャッシングの貸出しによる金額に相応する日興MR Fについて、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、前条の換金手続きを行います。

3 前号の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出し残高全額の返済にあてます。当該金銭とは別に、第1号のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、当該受渡日の属する月の最終営業日に貸出し金利として当社がもらいうけます。

(解約される日興MR Fに係るキャッシングの申込みがあった日の翌営業日の前日までの分配金-前日までの分配金)

(A) - 源泉税相当額{(A) × (所得税率+住民税率)}

(なお、当該貸出し金利に相当する果実の明細はお客さまにお知らせしないことがあります。)

- 4 当社は、第2号の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、第2号の換金手続きに基づく金銭と第1号のキャッシングの貸出しによる金銭およびその利息との差額を、お客さまに請求できるものとします。
- 2 前項の申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとし、その代金をお客さまに返還いたします。

(解 約)

第9条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。

- 1 お客さまから解約の申出があったとき。
- 2 当社が日興MR Fの累積投資業務を営むことができなくなったとき。
- 3 日興MR Fが償還されたとき。
- 2 当社は、引き続き3ヶ月を超えて払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。
- 3 この契約が解約されたとき、当社は、保管中の日興MR Fおよび果実を第7条に準じて扱店において、お客さまに返還いたします。

(申込事項等の変更)

第10条 改名、転居ならびにお届出印の変更など申込事項に変更があったときは、お客さまは所定の手続きによって、遅滞なく当社に届出いただきます。

- 2 前項のお届出があったとき、当社は戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。

(その他)

第11条 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

- 2 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - 1 お届出印の押印された所定の受領書と引き換えに、この契約に基づく日興MR Fの返還またはその果実を返還した場合。
 - 2 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、または印影がお届出印と相違するために、この契約に基づく日興MR Fの返還または果実を返還しなかった場合。
 - 3 天災地変その他の不可抗力により、この契約に基づく日興MR Fの取得もしくは日興MR Fまたは果実の返還が遅延した場合。
- 3 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改定されることがあります。

以 上
(2014年4月1日 改定)

MR Fの自動買付・換金取扱規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、個人のお客さまが水戸証券株式会社（以下「当社」といいます。）と契約する累積投資取引口座のうちMR Fの自動買付・自動換金（以下「MR F自動スイープ」といいます。）に関する取決めです。

(MR F自動スイープの利用)

第2条 お客さまがこの取扱いを希望する時は、当社所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名捺印してこれを当社が定める取扱店に提出し、当社が承認した場合に限りこの取扱いを開始出来るものとします。

(買付)

第3条 有価証券、その他当社において取扱う証券・証書・権利または商品の果实、償還金、売却代金または解約代金等のうち、当社において支払われるものについて、その支払いがあった時には本規定に基づきお客さまが指定した受益権の買付のお申込みがあったものとし、特にお客さまからのお申出がない限りは、お申込みに基づき買付を行います。

2 お客さまが、有価証券等の買付代金等の支払いのために入金を行った場合、入金日から当該買付代金の受渡日が2営業日以上あるときは、当該入金をもって本規定に基づきお客さまが指定した受益権の買付のお申込みがあったものとし、特にお客さまからのお申出がない限りは、当該入金額に基づき買付を行います。ただし、信用取引および発行日取引における委託保証金ならびに有価証券関連デリバティブ取引における委託証拠金については、この規定の取扱いをいたしません。

3 お客さまの取引状況等によっては、前各項の定めと異なる取扱いをする場合があります。

(換金)

第4条 当社は、お客さまの有価証券等の買付代金等の不足が生じる場合、もしくはお客さまからの金銭の引出可能額以上の金銭の引出請求があった場合には、その不足分もしくは差額のMR Fの換金の申込みがあったものとし、換金を行います。ただし、信用取引および発行日取引における委託保証金ならびに有価証券関連デリバティブ取引における委託証拠金については、この規定の取扱いをいたしません。

2 お客さまの取引状況等によっては、前各項の定めと異なる取扱いをする場合があります。

(取扱いの解除)

第5条 当社は、次の場合には、この取扱いを解除します。

- 1 取引口座が解除されたとき。
- 2 お客さまがこの取扱いの解約を申出たとき。
- 3 その他、お客さまおよび当社にやむを得ない事由が発生したとき。

(申込事項等の変更)

第6条 お客さまは、住所、氏名、届出印等届出事項に変更があったときには、所定の用紙により遅滞なく当社に届出いただきます。

2 前項の届出があったときには、当社はお客さまより住民票、印鑑証明書、その他必要な書類を提出していただくことがあります。

(その他)

第7条 当社は、次の各号によって生じた損害についてはその責を負いません。

- 1 お客さまの届出事項等の変更の申出が遅滞なく行われなかったとき。
- 2 天災、地変、その他の不可抗力により本規定に基づく処理に遅延が生じたとき。
- 2 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他のやむを得ない事由が生じたときは改定されることがあります。
- 3 本規定は前項の他、当社が必要と認めた場合には変更する旨を通知し、当社所定の期間内に特に異議申し立てのなかった場合には改定されたものとします。なお、異議の申し立てのあった場合には、お客さまと当社がすみやかに協議し、協議が整わなかった場合には、この取扱いを解除させていただく場合があります。

以 上
(2014年4月1日 改定)

累 積 投 資 約 款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客さまと水戸証券株式会社（以下「当社」といいます。）との投資信託受益権の累積投資に関する取決めです。当社は、この約款に従って投資信託受益権の累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客さまと締結いたします。

(累積投資の種類)

第2条 当社が取扱う投資信託受益権の累積投資コースは次のとおりとなります。

- 1 日興公社債投資信託
- 2 日興外貨建MMF（マネー・マーケット・ファンド）のUSドル・ポートフォリオ
- 3 南アフリカランドMMF（マネー・マーケット・ファンド）
- 4 トルコリラMMF（マネー・マーケット・ファンド）
- 5 当社が選定する追加型投資信託

(累積投資の申込方法)

第3条 お客さまは、買付を希望する投資信託受益権の種類に応じて、当社が設定する累積投資コースごとに、総合取引約款に定める方法により申込みものとします。ただし、既に他の累積投資コースにおいてお申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払込みをもって当該累積投資コースについての契約の申込みが行われたものとしたします。

(金銭の払込み)

第4条 お客さまは、投資信託受益権の買付にあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）を当該累積投資コースごとに払込むことができます。ただし、お客さまが保護預りに係る有価証券の利金、収益分配金および償還金を累積投資コース（日興MR Fを除きます。）へ入金する取引をご利用になる場合を除いて、第1回目の払込金はこれを各累積投資コースの申込みのときに払込むものとします。

- 2 前項の払込金は、次の各号に定める金額を下回らない額とします。
 - 1 日興公社債投資信託は3,000円以上
 - 2 日興外貨建MMFのUSドル・ポートフォリオは10米ドル以上（円貨決済の場合は、1,000円以上）
 - 3 南アフリカランドは100南アフリカランド以上（円貨決済の場合は1,000円以上）
 - 4 トルコリラは10トルコリラ以上（円貨決済の場合は1,000円以上）
 - 5 追加型投資信託は10,000円以上
- 3 前項の規定にかかわらず、前項第2号、第4号、第5号、第6号の累積投資コースについては、お客さまが、有価証券、その他当社において取扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金により買付ける場合、次の各号に定める金額で払込むことができます。ただし、次の第2号、第3号、第4号については、当社において外貨で支払われるものに限ります。
 - 1 日興公社債投資信託は1円以上
 - 2 日興外貨建MMFのUSドル・ポートフォリオは0.01米ドル以上
 - 3 南アフリカランドMMFは0.01南アフリカランド以上
 - 4 トルコリラMMFは0.01トルコリラ以上

(買付方法・時期および価額)

第5条 当社は、各累積投資コースの買付について、次の各号のとおり取扱います。

- 1 日興公社債投資信託
お客さまの口座残金が指定された有価証券の買付価額に達しているときは遅滞なく公社債投資の買付を行います。
- 2 日興外貨建MMF
お客さまから取得の申込み（申込金額とその払込通貨を明示）があった日（締切時間：午後2時）の翌営業日に払込金を受入れ、遅滞なく外貨建MMFを買付いたします。
- 3 南アフリカランドMMF
お客さまから取得の申込み（申込金額とその払込通貨を明示）があった日（締切時間：午後2時）の翌営業日に払込金を受入れ、遅滞なく南アフリカランドMMFを買付いたします。
- 4 トルコリラMMF
お客さまから取得の申込み（申込金額とその払込通貨を明示）があった日（締切時間：午後2時）の翌営業日に払込金を受入れ、遅滞なくトルコリラMMFを買付いたします。
- 5 追加型投資信託
目論見書に記載する方法により追加型投資信託の買付を行います。
- 2 前項の買付価額は、当該累積投資コースに係る目論見書に記載する価額とします。
- 3 買付けられた投資信託受益権の所有権およびその果実または元本に対する請求権は、当該買付のあった日からお客さまに帰属するものとします。

(有価証券の保管)

第6条 この契約によって買付けられた投資信託受益権は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の投資信託受益権と混合して保管いたします。

- 2 お客さまは、その指定する投資信託受益権と同一種類の投資信託受益権に限り、この契約以外によって取得したものを、この契約に基づく投資信託受益権として当社に寄託することができます。
- 3 当社は、この契約による投資信託受益権については、その保管に際し、これを大券に取りまとめて行うことがあります。
- 4 当社は、この契約によって買付けられた投資信託受益権のうち、振替法に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権については、別に定める投資信託受益権振替決済口座管理約款により取扱います。
- 5 前各項の規定により混合して保管する投資信託受益権については、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。
 - 1 寄託された投資信託受益権と同銘柄の投資信託受益権に対し、寄託された投資信託受益権の額に応じて共有権または準共有権を取得すること。

- 2 新たに投資信託受益権を寄託するときまたは寄託された投資信託受益権を返還するとき、その投資信託受益権の寄託または返還については、同銘柄の投資信託受益権を寄託している他のお客さまと協議を要しないこと。

(果実等の再投資)

第7条 累積投資コースに係る投資信託受益権の収益分配金は、お客さまに代わって当社が受領のうえ、これを当該累積投資コースに繰入れてお預りし、当該累積投資コースに係る目論見書に記載された方法により買付を行います。

(金銭の返還)

第8条 当社は、この契約に基づく累積投資コースに係る投資信託受益権について、お客さまからその返還を請求されたときに返還いたします。この場合、当該累積投資コースに係る投資信託の目論見書に記載された方法により換金し、手数料等および信託財産留保額等を差し引いたうえ、当該目論見書に記載された受渡日以降にその代金をお客さまに返還いたします。

- 2 返還の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、その代金をお客さまに返還いたします。

(解 約)

第9条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものといたします。

- 1 お客さまから解約の申出があったとき
- 2 当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき
- 3 当該投資信託受益権が償還されたとき
- 2 この契約が解約されたとき、当社は遅滞なく保管中の投資信託受益権および当該累積投資コースの残高を扱店において、お客さまに返還いたします。
- 3 この解約の手続きは、第8条第2項に準じて行います。

(その他)

第10条 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

- 2 総合取引約款の第15条（免責事項）の規定は、本約款においてこれを準用いたします。

以 上
(2021年1月30日 改定)

特定口座に係る上場株式等保管委託約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客さまが特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。以下、同じ。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために当社に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）について、同条第3項第2号に規定される要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

(特定口座開設届出書等の提出)

第2条 お客さまが当社に特定口座を開設しようとする場合には、当社に対し、特定口座開設届出書を提出するとともに、租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行令第25条の10の3第2項に規定する書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が個人番号を有しない場合または同条第5項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令に基づく本人確認を受ける必要があります。

- 2 お客さまが特定口座開設届出書を提出する際には、併せて租税特別措置法第37条の11の3第4項に定める書類（住民票の写し、運転免許証、印鑑証明書等）を提出しなければなりません。
- 3 お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客さまから源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、その年において最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時または当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時より前に、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。
- 4 お客さまが当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該お客さまは、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

(特定保管勘定における保管の委託等)

第3条 上場株式等の保管の委託等は、特定口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

(所得金額等の計算)

第4条 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）、同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、所得税法その他の関係法令等の規定に基づき行われます。

(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)

第5条 当社は、お客さまの特定口座に設けられた特定保管勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受入れます。

- 1 第2条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎおよび代理を含みます。）により取得をした上場株式等または当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等
- 2 当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客さまの特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部または一部について、お客さまが当社に開設した特定口座に所定の方法により移管することにより受入れる上場株式等
- 3 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り。）または同条第4項に規定する売出しにより取得した上場株式等
- 4 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引勘定等において行った信用取引等により買い付けた上場株式等のうち当該信用取引の決済により受渡が行われたもので、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等
- 5 お客さまが贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下、同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下、同じ。）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当社に開設していた特定口座、租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座、同法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座または特定口座以外の口座（非課税口座および未成年者口座を除きます。以下「相続等一般口座」といいます。）に引き続き保管の委託等がされているもの上場株式等で、所定の方法により当社の当該お客さまの特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- 6 お客さまが贈与、相続または遺贈により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当社以外の金融商品取引業者等に開設していた特定口座または相続等一般口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- 7 お客さまの特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、株式または投資信託もしくは特定受益証券発行信託の受益権の分割または併合により取得する上場株式等で当該分割または併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 8 お客さまが当社に開設している口座（非課税口座および未成年者口座を除きます。）に保管の委託等がされている上場株式等につき、会社法第185条に規定する株式無償割当て、同法第277条に規定する新株予約権無償割当てまたは投資信託および投資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資子予約権無償割当てにより取得する上場株式等で、その割当ての時に、当該株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てに係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 9 お客さまの特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含みます。）（合併法人の株式（出資を含みます。第13号を除き、以下この条において同じ。）または合併親会社株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式または合併親会社株式および当該法人の株主等に対する株式に係る剰余金の配当、利益の配当または剰余金の分配として金銭その他の資産の交付がされるものならびに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限り。）により取得する当該合併法人の株式または合併親会社株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

- 10 お客さまの特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。））により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 11 お客さまの特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（分割法人の株主等に分割承継法人の株式または分割承継親法人の株式のいずれか一方のみの交付が行われるもので、当該株式が分割法人の発行済株式等の総数または総額のうちに占める当該株主等の有する当該分割法人の株式の数または金額の割合に応じて交付されるものに限ります。）により取得する当該分割承継法人の株式または当該分割承継親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 12 お客さまの特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の株式分配（当該法人の株主等に完全子法人の株式のみの交付が行われるもので、当該株式が現物分配法人の発行済株式等の総数または総額のうちに占める当該株主等の有する当該現物分配法人の株式の数または金額の割合に応じて交付されるものに限ります。）により取得する当該完全子法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 13 お客さまの特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式もしくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式または同条第2項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 14 お客さまの特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議または取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生による取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 15 お客さまの特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権の行使、特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利もしくは新株予約権の行使、特定口座内保管上場株式等である新株予約権、当社に開設された申込者の非課税口座に受け入れられた新株予約権もしくは当社に開設されたお客さまの未成年者口座に受け入れられた新株予約権の行使、お客さまが与えられた所得税法施行令第84条第3項第1号または第2号に係る権利の行使または特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生もしくは行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行うもの
- 16 前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等

（譲渡の方法）

第6条 特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。

（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

第7条 特定口座からの上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当社は、お客さまに対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに規定する取得日および当該取得日に係る数等を、書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

（特定口座内保管上場株式等の移管）

第8条 当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第2号に規定するお客さまの特定口座への移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項および第11項の定めるところにより行います。

（相続または遺贈等による特定口座への受入れ）

第9条 当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第5号、第6号または第16号に規定する上場株式等のうち、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号、第4号、第15号、第22号、第25号および第26号の移管による上場株式等の受入れは、それぞれ同項第3号、第4号、第15号、第22号、第25号または第26号および同条第15項から第17項までもしくは同条第19項から第21項までまたは同法第25条の10の5に定めるところにより行います。

（年間取引報告書等の送付）

- 第10条 当社は、特定口座を開設しているお客さまに対して、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を翌年1月31日までに交付いたします。
- 2 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当社はお客さまに対して、特定口座年間取引報告書をその解約日の属する月の翌月末日までに交付いたします。
 - 3 当社は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客さまに交付し、1通を税務署に提出いたします。
 - 4 当社は、お客さまが開設した特定口座において、その年中に上場株式等の譲渡および上場株式等の配当等の受入れが行われなかった場合は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、お客さまからの請求があった場合のみ、翌年1月31日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付いたします。

（届出事項の変更）

- 第11条 第2条に基づく特定口座開設届出書の提出後、その届出事項に変更があったときで租税特別措置法施行令第25条の10の4第1項および同条第2項に該当するときは、遅滞なく租税特別措置法施行令第25条の10の4第5項に定める特定口座異動届出書等を提出しなければなりません。この場合、住民票の写し、運転免許証、印鑑証明書等の書類をご提出願うことがあります。
- 2 お客さまが当社に対して特定口座源泉徴収選択届出書を提出している場合で、当該源泉徴収の廃止を希望するときは、その年最初に特定口座内上場株式等を譲渡するときまでに特定口座異動届出書を提出しなければなりません。

（契約の解除）

- 第12条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。
- 1 お客さまが当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
 - 2 お客さまが租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項に規定する出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合において、同法第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書が当社に対して提出されたものとみなされたとき

- 3 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

(特定口座を通じた取引)

第13条 お客さまが特定口座を開設している場合、当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

(特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

第14条 特定口座内公社債等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客さまに対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

(合意管轄)

第15条 お客さまと当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第16条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以 上
(2019年4月1日 改定)

特定口座に係る上場株式等信用取引等約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客さまが租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する特定口座において処理した金融商品取引法第161条の2第1項の規定による信用取引および発行日取引（以下、「信用取引等」といいます。）による上場株式等の譲渡または当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡（当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合または当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買付けした取引の決済のために行う場合に限り、）について、同条第3項第3号に規定される要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

(特定口座開設届出書等の提出)

第2条 お客さまが当社に特定口座の設定を申込みにあたっては、あらかじめ、当社に対し、租税特別措置法第37条の11の3第3項第一号に定める特定口座開設届出書を提出しなければなりません。

2 お客さまが第3条に規定する特定信用取引等勘定を申込みにあたっては、あらかじめまたは同時に特定口座に係る上場株式等保管委託約款第3条に定める特定保管勘定の申込みが行われていなければなりません。

3 お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ、当社に対し、租税特別措置法第37の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客さまから源泉徴収を希望しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。

4 お客さまが当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該お客さまは、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。

(特定信用取引等勘定における処理)

第3条 信用取引等による上場株式等の譲渡または当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡については、特定口座に設けられた特定信用取引等勘定（特定口座において処理される上場株式等の信用取引等につき、当該信用取引等の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下、同じ。）において行います。

(所得金額等の計算)

第4条 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）、同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、所得税法その他の関係法令等の規定に基づき行われます。

(年間取引報告書等の送付)

第5条 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、お客さまに交付いたします。なお、年間を通じて特定口座内での譲渡および配当等の受入れがなかった場合は、特定口座年間取引報告書の交付を行わない場合があります。（お客さまから請求があった場合を除きます。）

2 お客さまとの特定口座に関する契約が本約款第8条に基づき解除された場合は、特定口座年間取引報告書を、その解除された日の属する月の翌月末日までに、お客さまに交付いたします。

(地方税に関する事項)

第6条 当社は、お客さまから特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けたときは、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得に係る地方税について、地方税法第71条の5および第71条の51の規定に基づき源泉徴収します。

(届出事項の変更)

第7条 第2条に基づく特定口座開設届出書の提出後、その届出事項に変更があったときに租税特別措置法施行令第25条の10の4第1項および同条第2項に該当するときは、遅滞なく租税特別措置法施行令第25条の10の4第5項に定める特定口座異動届出書等を提出しなければなりません。この場合、住民票の写し、運転免許証、印鑑証明書等の書類をご提出願うことがあります。

2 お客さまが当社に対して特定口座源泉徴収選択届出書を提出している場合で、当該源泉徴収の廃止を希望するときは、その年最初に特定口座内上場株式等を譲渡するときまたは信用取引等の決済のために行う上場株式等を譲渡するときまでに特定口座異動届出書を提出しなければなりません。

(契約の解除)

第8条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

1 お客さまが当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき

2 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

(特定口座を通じた信用取引等)

第9条 お客さまが当社との間で行う上場株式等の信用取引等に関しては、特に申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

(合意管轄)

第10条 お客さまと当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第11条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上
(2019年4月1日 改定)

特定管理口座約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客さまが当社に設定する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座（以下「特定管理口座」といいます。）の開設等について、お客さまと当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

(特定管理口座の開設)

第2条 当社に特定口座を開設しているお客さまが特定管理口座の開設を申込むに当たっては、当社に対し特定管理口座開設届出書を提出しなければなりません。

(特定管理口座における保管の委託)

第3条 当社に特定口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式または公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後、引き続き当該特定管理口座において行います。

(譲渡の方法)

第4条 特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。

- 2 前項の規定にかかわらず、お客さまが、当社に対して、特定管理株式等の売委託の注文または当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。
- 3 前項の規定により、お客さまが当社に対して特定管理株式等に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客さまが特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から払い出すことといたします。

(特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知)

第5条 特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部または一部の払出しがあった場合には、当社は、お客さまに対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡または払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

第6条 特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算結了等の一定の事実が生じ、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客さまに対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

(契約の解除)

第7条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- 1 お客さまから租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
- 2 お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- 3 お客さまの相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第1号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出しまたは価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

(合意管轄)

第8条 お客さまと当社との間にこの契約に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第9条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上
(2019年4月1日 改定)

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客さまが租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために当社に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

第2条 当社はお客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。）のみを受入れます。

- 1 租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等（同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第3項の規定に基づき当社に所得税が徴収されるべきもの
 - 2 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - 3 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - 4 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- 2 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後、直ちにお客さまに交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

第3条 お客さまが租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項および同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。

- 2 お客さまが租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項および同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第4条 源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

(所得金額等の計算)

第5条 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項および関連政省令の規定に基づき行われます。

(契約の解除)

第6条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- 1 お客さまから租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
- 2 お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- 3 お客さまの相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

(合意管轄)

第7条 お客さまと当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第8条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上
(2019年4月1日 改定)

(約款の趣旨)

- 第1条 この約款は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、水戸証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、第4号および第6号に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 2 お客さまと当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「約款・規定集」その他の当社が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

(非課税口座開設届出書等の提出等)

- 第2条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の一定の日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の15の3第19項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。
- ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。
- 2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- 3 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。
- 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
- ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられたとき
 - ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき
- 5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。
- 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

(非課税口座の開設について)

- 第2条の2 当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。
- 2 2028年1月1日以後、当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。

(非課税管理勘定の設定)

- 第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等）をいいます。以下同じ。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。
- 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

(累積投資勘定の設定)

第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2023年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

(特定累積投資勘定の設定)

第3条の3 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。

2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

(特定非課税管理勘定の設定)

第3条の4 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

(非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理)

第4条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

3 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。

(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものおよび租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座（租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。）をいいます。以下、この条において同じ。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条の2 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

- ① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等

（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

第5条の3 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

- ① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。）
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等

（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

第5条の4 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるもの）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等および第2項に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

- ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するもの）に限り、取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。）

イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合

ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合

- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等

2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。

- ① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの
- ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの
- ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に租税特別措置法施行令第25条の13第15項第1号および第3号の定めがあるもの以外のもの

（譲渡の方法）

第6条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

2 累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法ならびに租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

3 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

- 第7条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条第1号口および第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
- 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同行第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
- 3 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
- 4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

- 第8条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)
- 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
- ① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の一定の日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
- ② 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

(累積投資勘定終了時の取扱い)

- 第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)
- 2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
- ① お客さまから累積投資勘定の終了する年の一定の日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

- 第9条 当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。

ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- ① 当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合
当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所
 - ② 当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所
- 2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

- 第10条 当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。
- ① 当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合
当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所
 - ② 当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所
- 2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

(非課税口座取引である旨の明示)

- 第11条 お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限りです。）。
- 2 お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

(非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法)

- 第12条 お客さまが非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（上場証券投資信託）、上場REIT（不動産投資信託）および上場JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金および分配金（以下「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

(特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて)

- 第13条 お客さまが特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管しようとする場合には、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から全て移管先の特定口座に移管する必要があります。

(契約の解除)

- 第14条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。
- ① お客さまから租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
 - ② 租税特別措置法第37条の14第2項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）
 - ③ 租税特別措置法第37条の14第2項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
 - ④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く） 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
 - ⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日

(合意管轄)

第15条 この約款に関するお客さまと当社との間の訴訟については、当社の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第16条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

附 則

この約款は、2024年1月1日より適用させていただきます。

以 上

未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

第1章 総則

(約款の趣旨)

- 第1条 この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座および同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客さま」といいます。）が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、水戸証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された未成年者口座および課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号および第6号に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 2 当社は、この約款に基づき、お客さまとの間で租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」および同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。
 - 3 お客さまと当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「約款・規定集」その他の当社が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

第2章 未成年者口座の管理

(未成年者口座開設届出書等の提出)

- 第2条 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。
- 2 お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。

(継続管理勘定の設定)

- 第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。

(非課税管理勘定および継続管理勘定における処理)

- 第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理いたします。

(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

- 第5条 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。
- ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの
イ 受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得をした上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの
ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）
 - ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の一定の日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）
 - ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等
- 2 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。
- ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの
 - ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等
 - ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

(譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。)または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税未成年者口座等への移管)

第7条 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

- ① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第5条第1項第1号ロもしくは第2号または同条第2項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除く) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管
 - イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客さまが18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管
 - ② お客さまがその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等同日の翌日に行う他の保管口座への移管
- 2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに前項第1号ロおよび第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。
- ① お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の一定の日までに提出した場合または当社に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設していない場合 一般口座への移管
 - ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座(前項1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)への移管

(非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)

第8条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第17条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限ります。)または贈与をしないこと
 - イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号または第7号に規定する事由による譲渡
 - ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡
 - ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲げる譲渡
 - ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
 - ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。)による譲渡
- ③ 当該上場株式等の譲渡の対価(その額が租税特別措置法第37条の11第3項または第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。)または当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産(上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当社が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われぬものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。)は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託すること

(未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法)

第9条 お客さまが支払を受ける未成年者口座内上場株式等の配当等のうち、上場株式(金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF(上場投資信託)、上場REIT(不動産投資信託)および上場JDR(日本版預託証券)を含みます。)について支払われる配当金および分配金(以下、「配当金等」といいます。)を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)

第10条 第7条もしくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第11条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。)への移管に係るものに限ります。)があった場合には、当社は、お客さま、相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取引した者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額および数、その払出しに係る事由およびその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

(継続管理勘定等への移管)

- 第12条 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。
- 2 前項の場合において、お客さまが、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の一定の日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座または一般口座に移管いたします。

(出国時の取扱い)

- 第13条 お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。
- 2 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客さまの未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。
- 3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に「未成年者帰国届出書」の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第3章 課税未成年者口座の管理

(課税管理勘定における処理)

- 第14条 課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第15条から第17条および第19条において同じ。)の振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託がされる上場株式等または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。

(譲渡の方法)

- 第15条 課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限り)または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税管理勘定での管理)

- 第16条 課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託いたします。

(課税管理勘定の金銭等の管理)

- 第17条 課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。
- ① 災害等による返還等および上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと
 - ② 当該上場株式等の第15条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限り)または贈与をしないこと
 - イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号または第7号に規定する事由による譲渡
 - ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限り)による譲渡
 - ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲げる譲渡
 - ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
 - ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。)による譲渡
 - ③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)

- 第18条 第16条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)

- 第19条 お客さまが課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。

- 2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

(出国時の取扱い)

第20条 お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章（第15条および第19条を除く）の適用があるものとして取扱いします。

第4章 口座への入出金

(課税未成年者口座への入出金処理)

- 第21条 お客さまが課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本人に帰属する資金により行うこととし、入金には次に定める方法によることといたします。
- ① お客さま名義の預貯金口座からの入金
 - ② お客さま名義の当社証券口座からの入金
 - ③ 現金での入金（依頼人がお客さままたはお客さまの法定代理人である場合に限りします。）
- 2 お客さまが未成年者口座または課税未成年者口座から出金または証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。
- ① お客さま名義の預貯金口座への出金
 - ② 現金での引出（窓口で行うものに限りします。）
 - ③ お客さま名義の証券口座への移管
- 3 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客さままたはお客さまの法定代理人に限ることとします。
- 4 お客さまの法定代理人が第2項各号の出金等を行う場合には、当社は当該出金等に関してお客さまの同意がある旨を確認することとします。
- 5 前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該出金等に係る金銭または証券がお客さま本人のために用いられることを確認することとします。
- 6 お客さま本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合には、お客さまの法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要となります。

第5章 代理人による取引の届出

(代理人による取引の届出)

- 第22条 お客さまの代理人が、未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。
- 2 お客さまが前項により届出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。
 - 3 お客さまの法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客さまが成年に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。
 - 4 お客さまの法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客さまの親権者および法定代理人に限ることとします。
 - 5 お客さまの法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客さまが成年に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

(法定代理人の変更)

第23条 お客さまの法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行っていただく必要があります。

第6章 その他の通則

(取引残高の通知)

第24条 お客さまが15歳に達した場合には、当社は未成年者口座および課税未成年者口座に関する取引残高をお客さま本人に通知いたします。

(未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示)

- 第25条 お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条および第25条第1項を除く。）に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第14条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。
- 2 お客さまが未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合には、先に取得したもから譲渡することとさせていただきます。

(基準年以降の手続き等)

第26条 基準年に達した場合には、当社はお客さま本人に払出制限が解除された旨および取引残高を通知いたします。

(非課税口座のみなし開設)

第27条 2024年以後の各年（その年1月1日においてお客さまが18歳である年に限りします。）の1月1日においてお客さまが

当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

- 2 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して「非課税口座開設届出書」（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

（本契約の解除）

第28条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ① お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第13条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ⑤ お客さまが出国の日の前日までに第13条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日の翌日
- ⑥ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日

（合意管轄）

第29条 この約款に関するお客さまと当社との間の訴訟については、当社の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

（約款の変更）

第30条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

附則

この約款は、2024年1月1日より適用させていただきます。

以 上

マルチチャネルサービス約款

(この約款の趣旨)

第1条 この約款は、第2条第2項に定める手段による取引もしくは同条第3項各号に定める情報提供サービスをお客さまが利用される場合において、水戸証券株式会社（以下「当社」といいます。）との権利義務関係を明確にするために定めるものです。

(マルチチャネルサービスの内容)

第2条 マルチチャネルサービスとは、当社営業員経由のお取引およびマルチコール（専用フリーダイヤル経由）のお取引に、マルチネット（オンライントレードと情報提供サービス）を加えたサービス総称をいいます。

- 2 オンライントレードとは、インターネットを利用して行うお取引をいいます。
- 3 情報提供サービスとは、次の各号に掲げるサービスをいいます。
 - 1 注文・約定照会サービス
 - 2 お預り証券照会サービス
 - 3 その他当社が別途提供するサービス

(マルチネットの利用)

第3条 マルチネットは、次の各号のすべてに該当する場合にご利用することができます。

- 1 お客さまが日本国内に居住する個人または日本国内に所在地のある法人であること。
- 2 当社とのお取引について、お取扱い部店が当社の定める部店であること。
- 3 当社とのお取引状況が当社の定める基準を満たしていること。
- 4 オンライントレードの利用にあつては、成年年齢に達した個人であること。
- 5 オンライントレードの利用にあつては、当社とのお取引について、代理人が選任されていないこと。
- 6 オンライントレードの利用にあつては、当社とのお取引について、ベースポイントによる手数料算出を選択されていないこと。
- 7 オンライントレードの利用にあつては、信用取引口座、発行日決済取引口座、先物・オプション取引口座が開設（建玉弁済後、お取引がなく当社が定める期間を経過した場合を除きます。）されていないこと。
- 8 当社所定の申込書に必要事項を記載し署名捺印のうえ、当社の定める部店に提出し、当社が認めたお客さまであること。
- 9 オンライントレードまたは情報提供サービスの利用にあつては、当該取引またはサービスを受けるために必要な通信機器およびその他のシステム機器が保有されるか利用可能であり、かつネットワーク回線・通信回線およびその他の通信手段が利用可能であること。
- 2 お客さまは、オンライントレードまたは情報提供サービスの利用にあたり、お客さまが利用時に使用する部店コード、口座番号および初期パスワードで初回認証ならびに当社所定の方法により当社に対し利用申込手続きを行うものとします。
- 3 マルチネットは、当社が申込みを受け、所定の手続きが完了したとき以降に利用できるものとします。また、オンライントレードまたは情報提供サービスの利用にあつては、お客さまが利用時に使用する部店コード、口座番号およびお客さまが登録するパスワードが一致した場合に利用できるものとします。

(マルチネットの利用に関する同意)

第4条 当社は、オンライントレードまたは情報提供サービスの利用に関して、次の各号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

- 1 オンライントレードまたは情報提供サービスの利用にあたり必要となる端末機器、インターネット接続環境およびソフトウェアの種類や設定等について推奨環境を満たしていることが必要であり、これらの準備はすべてお客さまの負担と責任において行うこと。
- 2 オンライントレードおよび情報提供サービスは、端末機器および通信回線等を通じて行うものであり、お客さまならびに当社委託先の端末機器の不具合、コンピューターシステムまたは通信回線の障害等の場合には、注文の発注、変更および取消ができないことまたはオンライントレードおよび情報提供サービスが利用できない場合があること。
- 3 オンライントレードは、それぞれの取引に応じて当社が定める方法により行うものとし、他の方法により注文の発注、変更および取消は一切できないこと。
- 4 オンライントレードに利用する端末機器およびソフトウェア等の仕様、性能、通信回線の速度または端末機器、ソフトウェアおよび通信回線の障害やインストールされているソフトウェアの設定に起因した遅延等により、お客さまが希望する時点での注文の発注、取消または変更できない場合があること。
- 5 情報提供サービスにおける株価情報は、お客さまの投資の判断となる情報の提供を目的としたものであり、金融商品取引にあつては、お客さまご自身の判断と責任において行うこと。また、その情報の正確性、完全性および適時性は当社が保証するものではないこと。

(パスワード管理)

第5条 お客さまが利用時に使用するパスワード（初期パスワードを含みます。なお、パスワードは当社所定の方法により、お客さまご自身で変更することができます。）は、お客さまご自身の責任において厳重に管理するものとし、これらの使用はお客さまご自身または当社所定の方法により定められた代理人のみとし、第三者への貸与または譲渡することはできません。

- 2 お客さまが利用時に使用するパスワードを失念された場合は、当社所定の手続きにより再発行を行います。

(利用時間)

第6条 お客さまがマルチネットを利用できる時間は、当社が定める時間とします。

(取引の種類)

第7条 お客さまがオンライントレードにより取引注文を行える商品および取引の種類は、当社が定めるものとします。

(取扱銘柄)

第8条 お客さまがオンライントレードを利用して取引注文を行える銘柄は、当社が定める銘柄とします。ただし、金融商品取引所が売買を規制している銘柄および当社が自主的に売買を規制している銘柄については、お取扱いできません。

(注文数量の範囲)

第9条 お客さまがオンライントレードを利用して当社に売付の取引注文を行える数量は、当社がお客さまからお預りしている数量の範囲内とします。

- 2 オンライントレードを利用して当社に買付の取引注文を行える金額は、預り金の範囲内かつ当社の定める金額の範囲内とします。なお、この金額の計算は当社が定める方法によって行うものとします。

(注文有効期間)

第10条 お客さまがオンライントレードを利用した取引注文の有効期間は、当社が定める範囲内とします。

(注文の受付)

第11条 お客さまがオンライントレードを利用した取引注文は、注文内容入力後、お客さまが確認をされ、その入力内容を当社が受信した時点を注文の受付とさせていただきます。

(注文の取消・変更)

第12条 お客さまがオンライントレードを利用した取引注文は、当社が定める商品および当社が定める時間内に限り、お客さまが当社所定の手続きを行うことにより取消または変更が行えるものとします。なお、取引成立後の注文取消または変更はできません。

(注文の執行)

第13条 お客さまがオンライントレードを利用した取引注文は、法令、諸規則および各商品の約款等に従い、お客さまが注文を行ったとき以降、最初に可能となるときに執行します。

2 当社は、取引注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、お客さまに通知することなくその執行をいたしません。なお、取引注文を執行しないことにより生じるお客さまの損害については、当社はその責を負わないものとします。

- 1 お客さまに委託された取引注文の内容が、第7条、第8条、第9条、第10条に定める事項のいずれかに反している場合
- 2 お客さまの指値注文が金融商品取引所の値幅制限を超える場合
- 3 お客さまの口座に立替金がある場合
- 4 お客さまの取引状況が差金決済取引となる場合
- 5 お客さまの取引注文が公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断した場合
- 6 その他、当社が取引の健全性に照らし、不相当と判断した場合

(注文の照会)

第14条 オンライントレードまたは情報提供サービスをお申込みいただいているお客さまは、当社の定める時間内において情報提供サービスにより取引注文の内容および約定内容を照会することができます。

(手数料等)

第15条 お客さまは、オンライントレードを利用した取引注文が成立した場合、当社が定める方法により計算した額を当該取引の受渡のときに支払うものとします。

- 2 お客さまは、情報提供サービスの利用に関し、当社が定める料金をお支払いいただくことがあります。

(金銭の受渡方法)

第16条 お客さまは、オンライントレードを利用した取引注文が成立した場合の精算は、当該商品の決済日にこれを行うものとします。

- 2 金銭の預け入れおよび引出しは、金融機関の振込み等当社所定の方法により行うものとします。

(免責事項)

第17条 当社は、次に掲げる事項により生じたお客さまの損害については、その責を負いません。

- 1 オンライントレードまたは情報提供サービスの利用に関し、部店コード、口座番号およびお客さまが登録するパスワードの一致を確認して行った取引等
- 2 第13条第2項に基づき当社が取引注文を執行しないことにより生じた損害
- 3 通信機器、回線およびシステム機器の障害
- 4 天災地変、政変など不可抗力な事由による損害
- 5 その他、当社の責に帰すことができない事由による損害

(マルチネット利用の解除)

第18条 次に掲げる場合は、利用申込みを解除します。

- 1 お客さまが、当社所定の手続きにより解除のお申出があった場合
- 2 やむを得ない事由により、当社が解除を申出た場合

(マルチネット利用の禁止)

第19条 当社は、お客さまがマルチネットを利用いただくことが不相当と判断した場合には、ご利用をお断りすることがあります。

(届出事項の変更手続き)

第20条 お客さまが当社に届出た氏名、住所、メールアドレスその他の事項に変更があった場合、当社所定の手続きにより遅滞なくお申出いただきます。

(他の約款、規定の適用)

第21条 この約款に定めのない事項については、保護預り約款など「約款・規定集」に記載されている約款、規定の定めによるものとします。

(この約款の変更)

第22条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

以上
(2024年1月26日 改定)

